

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月16日
【計算期間】	第14特定期間（自 平成21年1月20日 至 平成21年7月17日）
【ファンド名】	三菱UFJ 外国債券オープン（毎月分配型）
【発行者名】	三菱UFJ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 後藤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	荻久保 育子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、日本を除く世界主要国の国債等からなる債券市場全体の動きを概ね捉えることを目指して運用を行います。

信託金の限度額は、１兆円です。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MRF	
追加型	内外	その他資産 ()	ETF	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般	年１回 年２回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり ()	日経２２５	ブル・ベア型
大型株 中小型株	年４回 年６回	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
債券	年１２回 (隔月)				その他 (シティグループ世界国債 インデックス (除く日本、 円ベース))	ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型
一般	年１２回 (毎月)					
公債	日々					
社債	その他					
その他債券	()					
クレジット						
属性 (高格付債)						その他 ()
不動産投信						
その他資産 ()						
資産複合 ()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

有価証券報告書（内国投資信託）

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。	
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

<ファンドの特色>

日本を除く世界主要国の国債等からなる債券市場全体の動きを概ね捉えつつ、毎月分配を行うことを目指して運用を行います。

- 1 日本を除く世界主要国の国債等(投資適格債)を主要投資対象とします。

シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）※¹をベンチマーク※²とし、当該指数の動きを概ね捉えることを目指して運用を行います。

※¹ シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）とは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化した債券インデックスです。当該指数は、以下の22カ国で構成されています（2009年7月末現在）。ただし、構成国は変わる可能性があります。

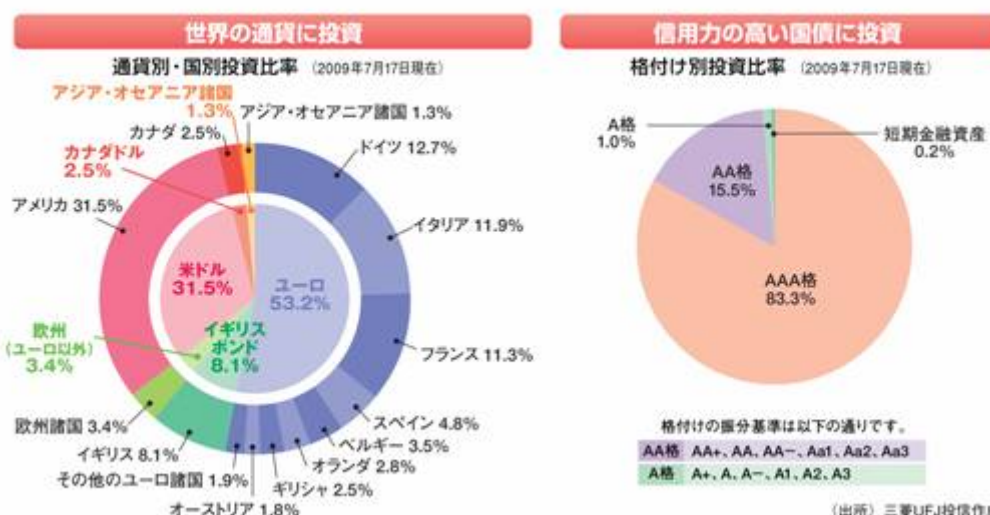
※² ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。



格付けは2009年7月末現在のムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）の国債の自国通貨建長期信用格付けです。長期信用格付けとは、発行される債券の元本返済・利払いの確実性を評価して、その度合いについて一定の記号を用いてランク付けしたものです。今後、各国の政治経済環境により格付けは変更されることがあります。

	信用力 高い ← → 低い									
	投資適格格付け					投機的格付け				
Moody's	Aaa	Aa	A	Baa	Ba	B	Caa	Ca	C	—
S&P	AAA	AA	A	BBB	BB	B	CCC	CC	C	D

Moody'sのAaからCaaまでの格付けには「1, 2, 3」、スタンダード・アンド・プアーズ（S & P）のAAからCCCまでの格付けには「+、-」という付加記号を省略して表示しています。



通貨別・国別投資比率は現物債券評価額に対する割合、格付け別投資比率は純資産総額に対する割合です。原則として、個別銘柄格付けを採用しておりますが、例外的に国債、地方債、ならびに政府保証のある債券などについては、三菱UFJ投信の分類基準に基づいて、ソブリン格付け（国の発行体格付け）を採用しているものがあります。格付け分布は格付投資情報センター（R & I）、日本格付研究所（JCR）、S & P、Moody'sのうち最も高い格付けを表示しています。

上記グラフは過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

2 組入れ国債等の利子・配当収益を中心に、原則として毎月分配を行う方針です。

毎月17日（17日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、信託約款の運用の基本方針に定める「収益分配方針」に基づいて分配を行います。分配対象収益等が少額の場合には分配を行わないこともあります。

（注）基準価額が当初元本である1万円（1万口当たり）を下回る場合においても、利子・配当収益を中心に分配を行う方針です。

3 外貨建資産については、原則としてヘッジを行いません。

外貨建資産への投資割合は原則として高位を保ち為替ヘッジを行いませんので、為替変動リスクがあります。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

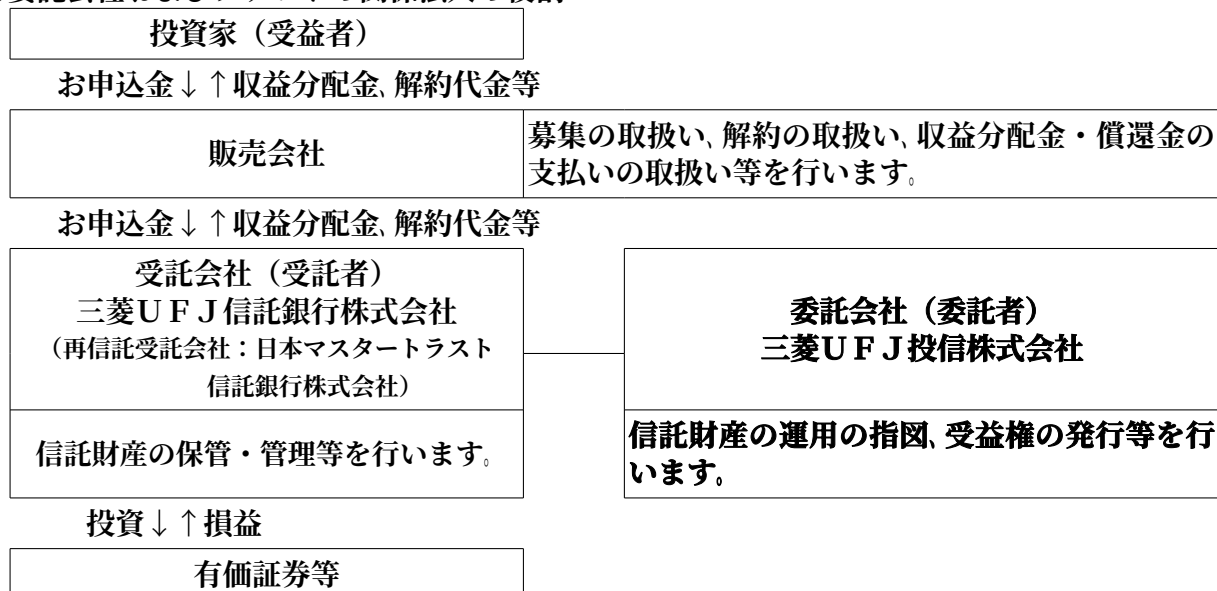
ただし、市況動向^{※3}の判断により、為替ヘッジを行う場合があります。

※3 市況動向とは、天災地変・テロ・戦争等による市場の急変時等を想定しています。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（2）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成21年8月末現在）

・沿革

平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成21年8月末現在）

株主名	住 所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	68,253株	55.0%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	37,230株	30.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	18,615株	15.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

日本を除く世界主要国の国債等（投資適格債）を主要投資対象とします。

日本を除く世界主要国の国債等からなる債券市場全体の動きを概ね捉えることを目指して運用を行います。

ベンチマークは、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）とします。運用の効率化を図るため、先物取引等を利用することができます。

外貨建資産については原則としてヘッジを行いません。ただし、市況動向の判断により、為替ヘッジを行う場合があります。

株式への投資は、転換社債および転換社債型新株予約権付社債の転換等により取得したものに限り、ります。

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

ａ. 有価証券先物取引等

ｂ. スワップ取引

ｃ. 金利先渡取引および為替先渡取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。

1. 転換社債の転換、新株引受権付社債ならびに新株引受権証券の新株引受権行使および新株予約権の行使により取得した株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

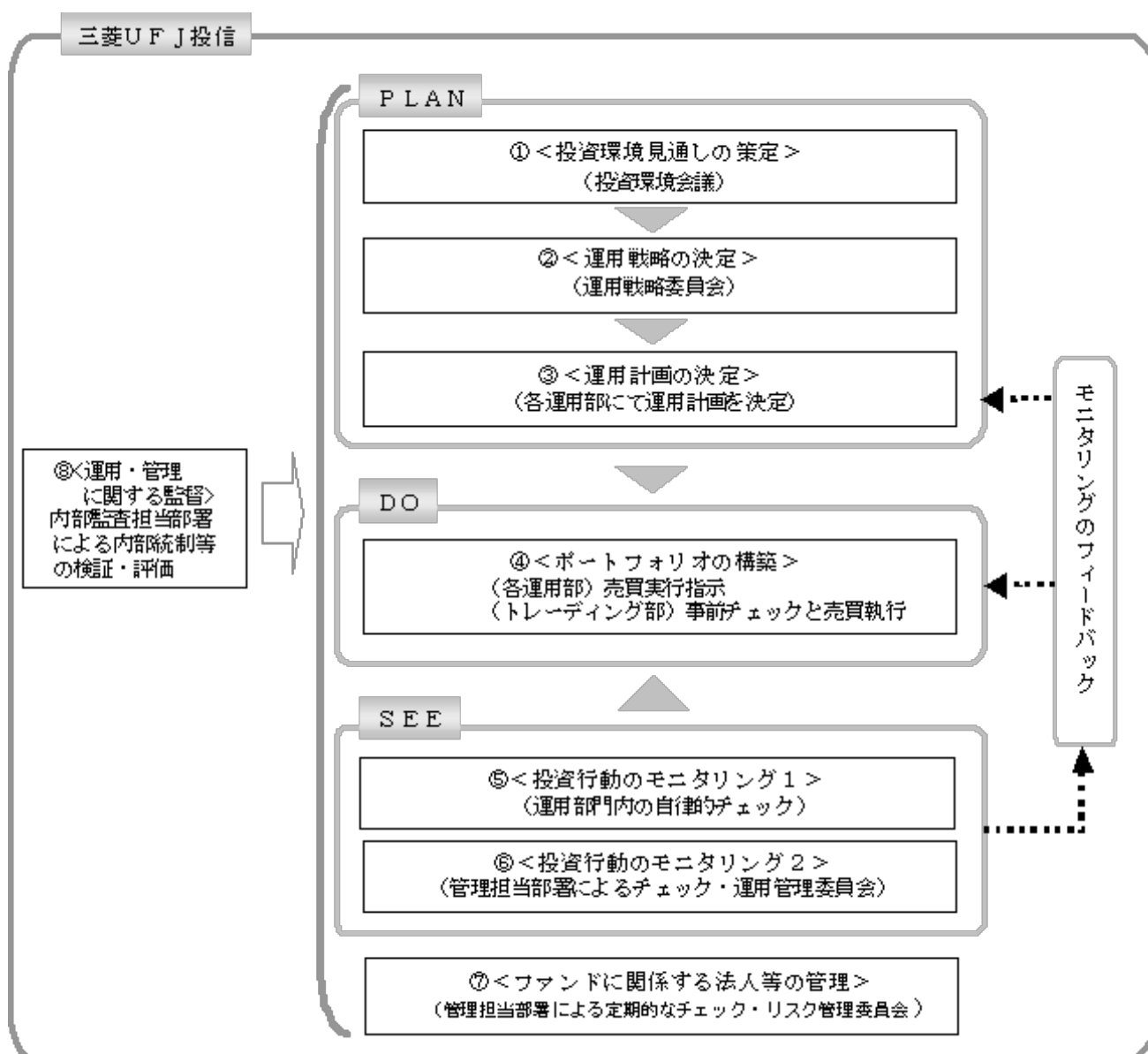
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成21年10月17日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

（4）【配分方針】

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

①分配対象収益等の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

②分配対象収益等についての配分方針

分配金額は原則として利子・配当収益を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益等が少額の場合には分配を行わないこともあります。

③留保益等の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した収益等については、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。

（5）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

①株式等

委託会社は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②投資信託証券

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③同一銘柄の株式等

a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④同一銘柄の転換社債等

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤スワップ取引

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a. の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑦外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑧公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑨資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. a. の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。
- c. b. の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

⑩投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑪金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託

期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬公社債の空売り

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドへの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①市場リスク

（価格変動リスク）

当ファンドは、公社債を主要投資対象とし、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）の動きを概ね捉えることをめざしていることから、公社債の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格・シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

（為替変動リスク）

主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産ですので、為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
- ・当ファンドは、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）の動きを概ね捉えることをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響、分配金を準備するためにファンド内に資金が滞留すること等の要因により乖離を生じることがあります。
- ・当ファンドは、原則として毎期収益分配を行う方針ですが、毎期一定水準の収益分配金の支払いを保証するものではなく、収益分配金額は運用実績に応じて変動します。なお、分配対象収益が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。

（2）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、

①運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しております。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

①市場リスク

（価格変動リスク・為替変動リスク）

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

②信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

③流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×1.575%^{※1}（税抜 1.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

販売会社によっては、スイッチング^{※2}の場合は無手数料で取扱うことがあります。

申込手数料は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※1 消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

※2 スwitchingとは、ファンドの解約代金をもって別のファンドの取得申込を行うことをいいます。売却とお買付になるファンドをそれぞれご提示ください。ただし、スイッチングにあたって、換金されるファンドの基準価額に対して所定の信託財産留保額が差し引かれることがあります。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

ただし、解約時に、基準価額から信託財産留保額（当該基準価額の0.3%）が差し引かれます。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.05%[※]（税抜 年1%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

各販売会社の残高 に応じて	委託会社	販売会社	受託会社
1,000億円以下の部分	年0.49875% [※] （税抜 年0.475%）	年0.49875% [※] （税抜 年0.475%）	年0.0525% [※] （税抜 年0.05%）
1,000億円超の部分	年0.44625% [※] （税抜 年0.425%）	年0.55125% [※] （税抜 年0.525%）	年0.0525% [※] （税抜 年0.05%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（４）【その他の手数料等】

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

②上記の信託事務の処理に要する諸費用には、以下のものが含まれます。

- ・有価証券の売買の際に発生する証券取引に伴う手数料
- ・先物取引・オプション取引に要する費用
- ・有価証券の保管に要する費用

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。特別分配金（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）は課税されません。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税・申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]となります。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として7%（所得税7%）の税率[※]で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分

配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年7月31日現在
(単位：円)

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	158,253,945,883	30.79
	ドイツ	63,807,657,094	12.41
	イタリア	60,411,721,922	11.75
	フランス	56,983,925,929	11.09
	イギリス	40,880,325,600	7.95
	スペイン	23,958,456,708	4.66
	ベルギー	17,292,120,794	3.36
	オランダ	14,395,786,727	2.80
	カナダ	13,046,425,701	2.54
	ギリシャ	12,443,280,358	2.42
	オーストリア	9,394,598,577	1.83
	ポルトガル	6,075,483,323	1.18
	ポーランド	4,535,016,737	0.88
	デンマーク	4,327,581,589	0.84
	スイス	3,667,175,260	0.71
	スウェーデン	3,553,633,130	0.69
	フィンランド	3,285,920,199	0.64
	オーストラリア	3,139,228,327	0.61
	シンガポール	2,957,187,520	0.58
	ノルウェー	1,475,046,604	0.29
	マレーシア	728,675,558	0.14
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	9,404,029,073	1.84
純資産総額		514,017,222,613	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成21年7月31日現在

国／ 地域	銘 柄	種類	業種	券面総額	上段：帳簿価額 下段：評 価 額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
イタリア	5.25 ITALY GOVT 110801	国債証券	—	44,000,000.00	14,407.88 14,398.8744	6,339,470,984 6,335,504,744	5.250000 2011/08/01	1.23
イタリア	3.75 ITALY GOVT 160801	国債証券	—	45,900,000.00	13,601.99 13,702.8990	6,243,315,246 6,289,630,641	3.750000 2016/08/01	1.22
アメリカ	5 T-NOTE 110215	国債証券	—	55,600,000.00	10,183.96 10,145.1792	5,662,283,931 5,640,719,645	5.000000 2011/02/15	1.10
アメリカ	8.875 T-BOND 190215	国債証券	—	39,300,000.00	13,567.18 13,492.5960	5,331,902,537 5,302,590,264	8.875000 2019/02/15	1.03
アメリカ	5 T-NOTE 110815	国債証券	—	50,000,000.00	10,328.66 10,282.4173	5,164,330,312 5,141,208,671	5.000000 2011/08/15	1.00
フランス	8.5 O.A.T 230425	国債証券	—	26,000,000.00	19,654.94 19,767.9622	5,110,286,636 5,139,670,172	8.500000 2023/04/25	1.00
アメリカ	4.875 T-NOTE 120215	国債証券	—	48,000,000.00	10,424.13 10,358.4950	5,003,582,700 4,972,077,600	4.875000 2012/02/15	0.97
アメリカ	4.75 T-NOTE 120131	国債証券	—	47,000,000.00	10,380.87 10,316.7268	4,879,009,267 4,848,861,631	4.750000 2012/01/31	0.94
ドイツ	4.5 BUND 130104	国債証券	—	31,500,000.00	14,557.22 14,488.8816	4,585,526,820 4,563,997,729	4.500000 2013/01/04	0.89
アメリカ	4.375 T-NOTE 120815	国債証券	—	43,000,000.00	10,351.03 10,289.8759	4,450,945,654 4,424,646,653	4.375000 2012/08/15	0.86
フランス	6.5 O.A.T 110425	国債証券	—	29,000,000.00	14,690.42 14,643.3336	4,260,222,554 4,246,566,744	6.500000 2011/04/25	0.83
ドイツ	5 BUND 110704	国債証券	—	29,000,000.00	14,413.13 14,366.5848	4,179,809,341 4,166,309,597	5.000000 2011/07/04	0.81
ドイツ	5 BUND 120104	国債証券	—	27,100,000.00	14,563.14 14,506.5064	3,946,613,042 3,931,263,239	5.000000 2012/01/04	0.76
アメリカ	7.25 T-BOND 160515	国債証券	—	32,500,000.00	11,975.51 11,890.4901	3,892,043,390 3,864,409,300	7.250000 2016/05/15	0.75

イタリア	4.75 ITALY GOVT 130201	国債証券	—	26,500,000.00	14,403.85 14,429.4150	3,817,020,886 3,823,794,975	4.750000 2013/02/01	0.74
ドイツ	5.25 BUND 110104	国債証券	—	26,500,000.00	14,287.34 14,254.1093	3,786,145,301 3,777,338,985	5.250000 2011/01/04	0.73
アメリカ	4.25 T-NOTE 130815	国債証券	—	35,000,000.00	10,358.49 10,288.3842	3,625,473,250 3,600,934,476	4.250000 2013/08/15	0.70
ドイツ	5.25 BUND 100704	国債証券	—	24,800,000.00	14,035.75 14,008.5738	3,480,866,238 3,474,126,322	5.250000 2010/07/04	0.68
アメリカ	3.625 T-NOTE 130515	国債証券	—	34,000,000.00	10,135.48 10,069.1015	3,446,064,252 3,423,494,531	3.625000 2013/05/15	0.67
アメリカ	4.875 T-NOTE 160815	国債証券	—	30,500,000.00	10,598.66 10,515.1254	3,232,591,823 3,207,113,267	4.875000 2016/08/15	0.62
アメリカ	8 T-BOND 211115	国債証券	—	24,500,000.00	13,107.73 13,059.9976	3,211,394,500 3,199,699,425	8.000000 2021/11/15	0.62
フランス	4.25 O.A.T 181025	国債証券	—	22,500,000.00	14,097.10 14,128.0454	3,171,847,770 3,178,810,215	4.250000 2018/10/25	0.62
アメリカ	4 T-NOTE 140215	国債証券	—	31,000,000.00	10,267.50 10,180.9804	3,182,925,048 3,156,103,945	4.000000 2014/02/15	0.61
フランス	3.25 O.A.T 160425	国債証券	—	23,000,000.00	13,541.45 13,550.8688	3,114,533,730 3,116,699,824	3.250000 2016/04/25	0.61
ドイツ	4 BUND 180104	国債証券	—	22,000,000.00	14,248.59 14,148.4954	3,134,690,512 3,112,669,005	4.000000 2018/01/04	0.61
アメリカ	4.5 T-NOTE 101115	国債証券	—	31,000,000.00	10,033.30 9,995.2615	3,110,323,096 3,098,531,074	4.500000 2010/11/15	0.60
イタリア	4.25 ITALY GOVT 130801	国債証券	—	21,500,000.00	14,180.51 14,228.9504	3,048,810,940 3,059,224,336	4.250000 2013/08/01	0.60
アメリカ	4.25 T-NOTE 131115	国債証券	—	29,000,000.00	10,355.51 10,273.4670	3,003,098,353 2,979,305,439	4.250000 2013/11/15	0.58
イタリア	4.25 ITALY GOVT 150201	国債証券	—	21,000,000.00	14,090.37 14,185.8976	2,958,978,582 2,979,038,496	4.250000 2015/02/01	0.58
アメリカ	4.75 T-NOTE 120531	国債証券	—	28,500,000.00	10,436.06 10,370.4287	2,974,278,346 2,955,572,193	4.750000 2012/05/31	0.57

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成21年7月31日現在

種類／業種別	投資比率(%)
国債証券	98.17
合 計	98.17

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成21年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額	基準価額 （1万口当たりの純資産価額）
第1計算期間末日 （平成14年11月18日）	27,922,625,793（分配付） 27,855,843,039（分配落）	10,453（分配付） 10,428（分配落）
第2計算期間末日 （平成14年12月17日）	38,956,721,797（分配付） 38,865,068,420（分配落）	10,626（分配付） 10,601（分配落）
第3計算期間末日 （平成15年 1月17日）	49,728,032,688（分配付） 49,611,217,116（分配落）	10,642（分配付） 10,617（分配落）
第4計算期間末日 （平成15年 2月17日）	63,863,673,973（分配付） 63,719,549,149（分配落）	11,078（分配付） 11,053（分配落）
第5計算期間末日 （平成15年 3月17日）	71,578,014,354（分配付） 71,413,734,881（分配落）	10,893（分配付） 10,868（分配落）
第6計算期間末日 （平成15年 4月17日）	84,322,557,718（分配付） 84,131,300,708（分配落）	11,022（分配付） 10,997（分配落）
第7計算期間末日 （平成15年 5月19日）	100,005,159,712（分配付） 99,785,737,002（分配落）	11,394（分配付） 11,369（分配落）

第8計算期間末日 (平成15年 6月17日)	114,715,610,665 (分配付) 114,426,322,043 (分配落)	11,896 (分配付) 11,866 (分配落)
第9計算期間末日 (平成15年 7月17日)	117,638,243,196 (分配付) 117,322,609,880 (分配落)	11,181 (分配付) 11,151 (分配落)
第10計算期間末日 (平成15年 8月18日)	124,963,961,465 (分配付) 124,626,697,059 (分配落)	11,116 (分配付) 11,086 (分配落)
第11計算期間末日 (平成15年 9月17日)	128,282,351,877 (分配付) 127,867,914,968 (分配落)	10,834 (分配付) 10,799 (分配落)
第12計算期間末日 (平成15年10月17日)	131,396,874,542 (分配付) 130,956,292,108 (分配落)	10,438 (分配付) 10,403 (分配落)
第13計算期間末日 (平成15年11月17日)	137,844,212,409 (分配付) 137,384,644,270 (分配落)	10,498 (分配付) 10,463 (分配落)
第14計算期間末日 (平成15年12月17日)	148,229,873,440 (分配付) 147,744,249,132 (分配落)	10,683 (分配付) 10,648 (分配落)
第15計算期間末日 (平成16年 1月19日)	156,725,060,965 (分配付) 156,213,400,454 (分配落)	10,721 (分配付) 10,686 (分配落)
第16計算期間末日 (平成16年 2月17日)	168,121,406,713 (分配付) 167,580,184,811 (分配落)	10,872 (分配付) 10,837 (分配落)
第17計算期間末日 (平成16年 3月17日)	176,851,960,376 (分配付) 176,257,848,787 (分配落)	11,014 (分配付) 10,977 (分配落)
第18計算期間末日 (平成16年 4月19日)	184,582,623,260 (分配付) 183,936,934,938 (分配落)	10,577 (分配付) 10,540 (分配落)
第19計算期間末日 (平成16年 5月17日)	201,847,788,627 (分配付) 201,163,229,149 (分配落)	10,910 (分配付) 10,873 (分配落)
第20計算期間末日 (平成16年 6月17日)	214,629,260,487 (分配付) 213,881,686,862 (分配落)	10,623 (分配付) 10,586 (分配落)
第21計算期間末日 (平成16年 7月20日)	235,504,106,427 (分配付) 234,699,237,057 (分配落)	10,826 (分配付) 10,789 (分配落)
第22計算期間末日 (平成16年 8月17日)	252,343,347,640 (分配付) 251,497,812,579 (分配落)	11,042 (分配付) 11,005 (分配落)
第23計算期間末日 (平成16年 9月17日)	262,439,291,853 (分配付) 261,544,955,313 (分配落)	10,857 (分配付) 10,820 (分配落)
第24計算期間末日 (平成16年10月18日)	274,678,455,613 (分配付) 273,759,642,456 (分配落)	11,061 (分配付) 11,024 (分配落)
第25計算期間末日 (平成16年11月17日)	284,627,710,456 (分配付) 283,668,683,954 (分配落)	10,981 (分配付) 10,944 (分配落)
第26計算期間末日 (平成16年12月17日)	303,298,753,746 (分配付) 302,293,337,678 (分配落)	11,162 (分配付) 11,125 (分配落)
第27計算期間末日 (平成17年 1月17日)	301,655,601,508 (分配付) 300,620,070,265 (分配落)	10,778 (分配付) 10,741 (分配落)
第28計算期間末日 (平成17年 2月17日)	335,047,471,096 (分配付) 333,932,759,880 (分配落)	11,121 (分配付) 11,084 (分配落)
第29計算期間末日 (平成17年 3月17日)	348,047,652,935 (分配付) 346,882,779,258 (分配落)	11,055 (分配付) 11,018 (分配落)
第30計算期間末日 (平成17年 4月18日)	371,531,353,802 (分配付) 370,306,833,434 (分配落)	11,226 (分配付) 11,189 (分配落)
第31計算期間末日 (平成17年 5月17日)	381,886,899,988 (分配付) 380,607,069,878 (分配落)	11,040 (分配付) 11,003 (分配落)
第32計算期間末日 (平成17年 6月17日)	402,943,851,185 (分配付) 401,587,178,069 (分配落)	10,989 (分配付) 10,952 (分配落)
第33計算期間末日 (平成17年 7月19日)	430,961,759,688 (分配付) 429,540,693,177 (分配落)	11,221 (分配付) 11,184 (分配落)
第34計算期間末日 (平成17年 8月17日)	443,966,953,713 (分配付) 442,377,165,772 (分配落)	11,170 (分配付) 11,130 (分配落)
第35計算期間末日 (平成17年 9月20日)	467,017,402,767 (分配付) 465,365,522,272 (分配落)	11,309 (分配付) 11,269 (分配落)
第36計算期間末日 (平成17年10月17日)	486,952,139,754 (分配付) 485,238,465,125 (分配落)	11,366 (分配付) 11,326 (分配落)
第37計算期間末日 (平成17年11月17日)	509,839,702,849 (分配付) 508,066,779,260 (分配落)	11,503 (分配付) 11,463 (分配落)

第38計算期間末日 (平成17年12月19日)	516,754,685,652 (分配付) 514,949,421,329 (分配落)	11,450 (分配付) 11,410 (分配落)
第39計算期間末日 (平成18年 1月17日)	530,993,922,202 (分配付) 529,147,746,293 (分配落)	11,505 (分配付) 11,465 (分配落)
第40計算期間末日 (平成18年 2月17日)	547,605,399,726 (分配付) 545,695,143,024 (分配落)	11,467 (分配付) 11,427 (分配落)
第41計算期間末日 (平成18年 3月17日)	555,716,242,946 (分配付) 553,673,283,710 (分配落)	11,425 (分配付) 11,383 (分配落)
第42計算期間末日 (平成18年 4月17日)	560,272,175,933 (分配付) 558,199,305,991 (分配落)	11,352 (分配付) 11,310 (分配落)
第43計算期間末日 (平成18年 5月17日)	542,402,158,041 (分配付) 540,314,765,504 (分配落)	10,914 (分配付) 10,872 (分配落)
第44計算期間末日 (平成18年 6月19日)	566,918,346,064 (分配付) 564,817,956,000 (分配落)	11,336 (分配付) 11,294 (分配落)
第45計算期間末日 (平成18年 7月18日)	576,627,554,967 (分配付) 574,503,226,233 (分配落)	11,400 (分配付) 11,358 (分配落)
第46計算期間末日 (平成18年 8月17日)	591,827,579,788 (分配付) 589,672,814,782 (分配落)	11,536 (分配付) 11,494 (分配落)
第47計算期間末日 (平成18年 9月19日)	604,374,924,880 (分配付) 602,209,151,430 (分配落)	11,720 (分配付) 11,678 (分配落)
第48計算期間末日 (平成18年10月17日)	607,075,508,314 (分配付) 604,902,524,848 (分配落)	11,703 (分配付) 11,661 (分配落)
第49計算期間末日 (平成18年11月17日)	619,854,852,266 (分配付) 617,656,925,954 (分配落)	11,845 (分配付) 11,803 (分配落)
第50計算期間末日 (平成18年12月18日)	629,573,086,477 (分配付) 627,104,911,985 (分配落)	11,989 (分配付) 11,942 (分配落)
第51計算期間末日 (平成19年 1月17日)	634,604,629,572 (分配付) 632,122,996,368 (分配落)	12,017 (分配付) 11,970 (分配落)
第52計算期間末日 (平成19年 2月19日)	629,929,143,894 (分配付) 627,465,332,523 (分配落)	11,985 (分配付) 11,938 (分配落)
第53計算期間末日 (平成19年 3月19日)	623,453,534,328 (分配付) 620,985,456,980 (分配落)	11,864 (分配付) 11,817 (分配落)
第54計算期間末日 (平成19年 4月17日)	641,447,361,035 (分配付) 638,960,266,712 (分配落)	12,097 (分配付) 12,051 (分配落)
第55計算期間末日 (平成19年 5月17日)	647,283,689,613 (分配付) 644,785,934,445 (分配落)	12,180 (分配付) 12,133 (分配落)
第56計算期間末日 (平成19年 6月18日)	645,495,038,068 (分配付) 642,997,403,471 (分配落)	12,113 (分配付) 12,066 (分配落)
第57計算期間末日 (平成19年 7月17日)	651,262,812,262 (分配付) 648,763,977,404 (分配落)	12,249 (分配付) 12,202 (分配落)
第58計算期間末日 (平成19年 8月17日)	609,408,440,043 (分配付) 606,909,478,055 (分配落)	11,431 (分配付) 11,384 (分配落)
第59計算期間末日 (平成19年 9月18日)	635,693,768,533 (分配付) 633,173,144,663 (分配落)	11,849 (分配付) 11,802 (分配落)
第60計算期間末日 (平成19年10月17日)	650,718,151,359 (分配付) 648,188,105,668 (分配落)	12,066 (分配付) 12,019 (分配落)
第61計算期間末日 (平成19年11月19日)	646,844,529,125 (分配付) 644,303,862,840 (分配落)	11,966 (分配付) 11,919 (分配落)
第62計算期間末日 (平成19年12月17日)	644,861,697,528 (分配付) 642,321,618,226 (分配落)	11,932 (分配付) 11,885 (分配落)
第63計算期間末日 (平成20年 1月17日)	630,870,078,523 (分配付) 628,313,609,109 (分配落)	11,587 (分配付) 11,540 (分配落)
第64計算期間末日 (平成20年 2月18日)	635,831,975,081 (分配付) 633,275,436,331 (分配落)	11,664 (分配付) 11,617 (分配落)
第65計算期間末日 (平成20年 3月17日)	610,418,808,572 (分配付) 607,843,037,738 (分配落)	11,130 (分配付) 11,083 (分配落)
第66計算期間末日 (平成20年 4月17日)	632,864,932,206 (分配付) 630,282,984,473 (分配落)	11,491 (分配付) 11,444 (分配落)
第67計算期間末日 (平成20年 5月19日)	635,543,772,961 (分配付) 632,936,679,241 (分配落)	11,456 (分配付) 11,409 (分配落)

第68計算期間末日 (平成20年 6月17日)	643,988,464,315 (分配付) 641,372,377,810 (分配落)	11,542 (分配付) 11,495 (分配落)
第69計算期間末日 (平成20年 7月17日)	646,771,491,447 (分配付) 644,138,943,124 (分配落)	11,547 (分配付) 11,500 (分配落)
第70計算期間末日 (平成20年 8月18日)	654,034,021,938 (分配付) 651,393,481,612 (分配落)	11,620 (分配付) 11,573 (分配落)
第71計算期間末日 (平成20年 9月17日)	622,298,432,981 (分配付) 619,646,183,787 (分配落)	11,023 (分配付) 10,976 (分配落)
第72計算期間末日 (平成20年10月17日)	558,254,466,423 (分配付) 555,647,606,678 (分配落)	10,065 (分配付) 10,018 (分配落)
第73計算期間末日 (平成20年11月17日)	504,606,192,035 (分配付) 502,022,163,042 (分配落)	9,178 (分配付) 9,131 (分配落)
第74計算期間末日 (平成20年12月17日)	509,095,196,923 (分配付) 506,527,615,267 (分配落)	9,318 (分配付) 9,271 (分配落)
第75計算期間末日 (平成21年 1月19日)	500,045,329,915 (分配付) 497,489,122,715 (分配落)	9,194 (分配付) 9,147 (分配落)
第76計算期間末日 (平成21年 2月17日)	480,134,709,866 (分配付) 477,602,885,544 (分配落)	8,912 (分配付) 8,865 (分配落)
第77計算期間末日 (平成21年 3月17日)	511,699,462,868 (分配付) 509,186,333,203 (分配落)	9,565 (分配付) 9,518 (分配落)
第78計算期間末日 (平成21年 4月17日)	524,925,965,211 (分配付) 522,421,845,822 (分配落)	9,843 (分配付) 9,796 (分配落)
第79計算期間末日 (平成21年 5月18日)	502,286,517,942 (分配付) 499,781,360,689 (分配落)	9,421 (分配付) 9,374 (分配落)
第80計算期間末日 (平成21年 6月17日)	511,912,488,276 (分配付) 509,416,400,147 (分配落)	9,632 (分配付) 9,585 (分配落)
第81計算期間末日 (平成21年 7月17日)	506,957,375,680 (分配付) 504,461,674,399 (分配落)	9,547 (分配付) 9,500 (分配落)
平成20年 7月末日	656,615,828,500	11,700
8月末日	647,088,981,549	11,472
9月末日	604,715,553,084	10,766
10月末日	519,279,319,463	9,438
11月末日	516,341,976,692	9,412
12月末日	520,570,709,794	9,555
平成21年 1月末日	470,351,087,523	8,687
2月末日	502,849,719,640	9,364
3月末日	517,665,644,369	9,694
4月末日	515,930,594,218	9,670
5月末日	514,794,794,194	9,655
6月末日	517,985,199,515	9,758
7月末日	514,017,222,613	9,682

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	25円
第2計算期間	25円
第3計算期間	25円
第4計算期間	25円
第5計算期間	25円
第6計算期間	25円
第7計算期間	25円
第8計算期間	30円
第9計算期間	30円
第10計算期間	30円
第11計算期間	35円
第12計算期間	35円
第13計算期間	35円
第14計算期間	35円
第15計算期間	35円
第16計算期間	35円

第17計算期間	37円
第18計算期間	37円
第19計算期間	37円
第20計算期間	37円
第21計算期間	37円
第22計算期間	37円
第23計算期間	37円
第24計算期間	37円
第25計算期間	37円
第26計算期間	37円
第27計算期間	37円
第28計算期間	37円
第29計算期間	37円
第30計算期間	37円
第31計算期間	37円
第32計算期間	37円
第33計算期間	37円
第34計算期間	40円
第35計算期間	40円
第36計算期間	40円
第37計算期間	40円
第38計算期間	40円
第39計算期間	40円
第40計算期間	40円
第41計算期間	42円
第42計算期間	42円
第43計算期間	42円
第44計算期間	42円
第45計算期間	42円
第46計算期間	42円
第47計算期間	42円
第48計算期間	42円
第49計算期間	42円
第50計算期間	47円
第51計算期間	47円
第52計算期間	47円
第53計算期間	47円
第54計算期間	47円
第55計算期間	47円
第56計算期間	47円
第57計算期間	47円
第58計算期間	47円
第59計算期間	47円
第60計算期間	47円
第61計算期間	47円
第62計算期間	47円
第63計算期間	47円
第64計算期間	47円
第65計算期間	47円
第66計算期間	47円
第67計算期間	47円
第68計算期間	47円
第69計算期間	47円
第70計算期間	47円
第71計算期間	47円
第72計算期間	47円
第73計算期間	47円
第74計算期間	47円
第75計算期間	47円

第76計算期間	47円
第77計算期間	47円
第78計算期間	47円
第79計算期間	47円
第80計算期間	47円
第81計算期間	47円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第1計算期間	4.53
第2計算期間	1.89
第3計算期間	0.38
第4計算期間	4.34
第5計算期間	△1.44
第6計算期間	1.41
第7計算期間	3.61
第8計算期間	4.63
第9計算期間	△5.77
第10計算期間	△0.31
第11計算期間	△2.27
第12計算期間	△3.34
第13計算期間	0.91
第14計算期間	2.10
第15計算期間	0.68
第16計算期間	1.74
第17計算期間	1.63
第18計算期間	△3.64
第19計算期間	3.51
第20計算期間	△2.29
第21計算期間	2.26
第22計算期間	2.34
第23計算期間	△1.34
第24計算期間	2.22
第25計算期間	△0.39
第26計算期間	1.99
第27計算期間	△3.11
第28計算期間	3.53
第29計算期間	△0.26
第30計算期間	1.88
第31計算期間	△1.33
第32計算期間	△0.12
第33計算期間	2.45
第34計算期間	△0.12
第35計算期間	1.60
第36計算期間	0.86
第37計算期間	1.56
第38計算期間	△0.11
第39計算期間	0.83
第40計算期間	0.01
第41計算期間	△0.01
第42計算期間	△0.27
第43計算期間	△3.50
第44計算期間	4.26
第45計算期間	0.93
第46計算期間	1.56
第47計算期間	1.96
第48計算期間	0.21
第49計算期間	1.57
第50計算期間	1.57

第51計算期間	0.62
第52計算期間	0.12
第53計算期間	△0.61
第54計算期間	2.36
第55計算期間	1.07
第56計算期間	△0.16
第57計算期間	1.51
第58計算期間	△6.31
第59計算期間	4.08
第60計算期間	2.23
第61計算期間	△0.44
第62計算期間	0.10
第63計算期間	△2.50
第64計算期間	1.07
第65計算期間	△4.19
第66計算期間	3.68
第67計算期間	0.10
第68計算期間	1.16
第69計算期間	0.45
第70計算期間	1.04
第71計算期間	△4.75
第72計算期間	△8.29
第73計算期間	△8.38
第74計算期間	2.04
第75計算期間	△0.83
第76計算期間	△2.56
第77計算期間	7.89
第78計算期間	3.41
第79計算期間	△3.82
第80計算期間	2.75
第81計算期間	△0.39

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成14年8月29日	設定日、信託契約締結、運用開始
平成16年10月1日	ファンドの名称を「東京三菱 外国債券オープン（毎月分配型）」から「三菱 外国債券オープン（毎月分配型）」に変更
平成17年10月1日	ファンドの名称を「三菱 外国債券オープン（毎月分配型）」から「三菱UFJ 外国債券オープン（毎月分配型）」に変更

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
申込手数料	申込価額×1.575% [※] （税抜1.5%）を上限として販売会社が定める手数料率 販売会社によっては、スイッチングの場合は無手数料で取扱うことがあります。 分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。 ※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
申込方法	取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後3時（半日営業日は午前11時）までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
解約単位	1口単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額－信託財産留保額
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額×0.3%
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後3時（半日営業日は午前11時）までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして扱います。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 （注）「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 （主な評価方法） 株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。 公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。 外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。 外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
-----------	---

基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/

(2) 【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

(3) 【信託期間】

信託期間	平成14年8月29日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。
------	---

(4) 【計算期間】

計算期間	原則として、毎月18日から翌月17日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	---

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は、日本経済新聞に掲載します。

異議申立ておよび反对者の買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書の作成	委託会社は、毎年1月および7月に終了する計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 「分配金受取りコース（一般コース）」 ・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「分配金再投資コース（累積投資コース）」 ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、解約時に当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、受益者に支払います。詳しくは販売会社にご確認ください。
--------------	--

償還金に対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金（解約）請求権	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 （「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）

第４【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、前特定期間（平成20年7月18日から平成21年1月19日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、当特定期間（平成21年1月20日から平成21年7月17日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。ただし、当特定期間については「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年7月18日から平成21年1月19日まで）および当特定期間（平成21年1月20日から平成21年7月17日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

三菱UFJ 外国債券オープン（毎月分配型）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [平成21年1月19日現在]	当期 [平成21年7月17日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	2,397,197,677	1,358,605,150
コール・ローン	811,519,160	841,893,167
国債証券	488,456,190,291	495,524,429,155
派生商品評価勘定	130,500	23,574
未収入金	1,245,353,905	1,785,964,910
未収利息	7,667,826,119	7,536,919,351
前払費用	185,592,682	490,872,782
その他未収収益	223,847,433	63,998,781
流動資産合計	500,987,657,767	507,602,706,870
資産合計	500,987,657,767	507,602,706,870
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	55,947,330	205,238
未払収益分配金	2,556,207,200	2,495,701,281
未払解約金	400,275,893	205,377,680
未払受託者報酬	24,305,231	21,987,414
未払委託者報酬	461,799,398	417,760,858
流動負債合計	3,498,535,052	3,141,032,471
負債合計	3,498,535,052	3,141,032,471
純資産の部		
元本等		
元本	※1 543,889,022,492	※1 531,000,272,618
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △46,399,899,777	※2 △26,538,598,219
（分配準備積立金）	34,388,349,275	27,478,038,725
元本等合計	497,489,122,715	504,461,674,399
純資産合計	497,489,122,715	504,461,674,399
負債純資産合計	500,987,657,767	507,602,706,870

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成20年 7月18日 至 平成21年 1月19日	当期 自 平成21年 1月20日 至 平成21年 7月17日
営業収益		
受取利息	12,728,397,575	10,903,875,192
有価証券売買等損益	34,033,002,757	△11,547,715,682
為替差損益	△159,554,538,394	37,028,618,528
その他収益	145,994,046	123,979,171
営業収益合計	△112,647,144,016	36,508,757,209
営業費用		
受託者報酬	152,671,760	130,438,388
委託者報酬	2,900,763,344	2,478,329,328
その他費用	75,096,221	58,927,658
営業費用合計	3,128,531,325	2,667,695,374
営業利益	△115,775,675,341	33,841,061,835
経常利益	△115,775,675,341	33,841,061,835
当期純利益	△115,775,675,341	33,841,061,835
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△888,525,169	116,518,666
期首剰余金又は期首欠損金（△）	84,022,278,519	△46,399,899,777
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,068,463,007	1,771,959,542
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	815,436,547	1,771,959,542
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,253,026,460	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,996,024,017	589,181,114
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,598,570,450	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	397,453,567	589,181,114
分配金	※1 15,607,467,114	※1 15,046,020,039
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△46,399,899,777	△26,538,598,219

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前期 (自 平成20年 7月18日 至 平成21年 1月19日)	当期 (自 平成21年 1月20日 至 平成21年 7月17日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における特定期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は特定期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	同 左 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同 左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同 左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同 左
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における特定期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同 左
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。 (2) ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年1月17日および7月17日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は平成20年7月18日から平成21年1月19日までとなっております。	(1) 外貨建資産等の会計処理 同 左 (2) ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年1月17日および7月17日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は平成21年1月20日から平成21年7月17日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [平成21年1月19日現在]	当期 [平成21年7月17日現在]
※ 1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	560,116,664,605円 23,178,494,910円 39,406,137,023円	543,889,022,492円 11,699,559,507円 24,588,309,381円
※ 2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	46,399,899,777円	26,538,598,219円
3 特定期間末日における受益権の総数	543,889,022,492口	531,000,272,618口
4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9147円 (9,147円)	0.9500円 (9,500円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期（自 平成20年7月18日 至 平成21年1月19日）

※ 1 分配金の計算過程

		（ 自 平成20年7月18日 至 平成20年8月18日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	2,415,120,931円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	101,554,589,700円
分配準備積立金額	D	41,920,390,773円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	145,890,101,404円
当ファンドの期末残存口数	F	562,855,444,962口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,591円
1万口当たり分配金額	H	47円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,645,420,591円
外国税控除額	J	4,880,265円
控除後の分配金金額	K=I-J	2,640,540,326円

		（ 自 平成20年8月19日 至 平成20年9月17日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	1,770,120,595円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	102,345,290,189円
分配準備積立金額	D	41,364,345,652円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	145,479,756,436円
当ファンドの期末残存口数	F	564,569,735,133口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,576円
1万口当たり分配金額	H	47円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,653,477,755円
外国税控除額	J	1,228,561円
控除後の分配金金額	K=I-J	2,652,249,194円

		（ 自 平成20年9月18日 至 平成20年10月17日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	1,590,041,223円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	100,813,714,181円
分配準備積立金額	D	39,546,451,150円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	141,950,206,554円
当ファンドの期末残存口数	F	554,651,036,873口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,559円
1万口当たり分配金額	H	47円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,606,859,873円
外国税控除額	J	128円
控除後の分配金金額	K=I-J	2,606,859,745円

		（ 自 平成20年10月18日 至 平成20年11月17日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	1,445,072,973円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	100,103,507,109円
分配準備積立金額	D	38,040,868,970円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	139,589,449,052円
当ファンドの期末残存口数	F	549,793,402,781口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,538円
1万口当たり分配金額	H	47円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,584,028,993円

		（ 自 平成20年11月18日 至 平成20年12月17日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	1,782,057,178円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	99,601,098,893円
分配準備積立金額	D	36,560,029,437円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	137,943,185,508円
当ファンドの期末残存口数	F	546,354,686,978口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,524円
1万口当たり分配金額	H	47円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,567,867,028円
外国税控除額	J	285,372円
控除後の分配金金額	K=I-J	2,567,581,656円

		（ 自 平成20年12月18日 至 平成21年1月19日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	1,457,324,012円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	99,289,889,234円
分配準備積立金額	D	35,487,232,463円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	136,234,445,709円
当ファンドの期末残存口数	F	543,889,022,492口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,504円
1万口当たり分配金額	H	47円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,556,278,405円
外国税控除額	J	71,205円
控除後の分配金金額	K=I-J	2,556,207,200円

当期（自 平成21年1月20日 至 平成21年7月17日）

※ 1 分配金の計算過程

		（ 自 平成21年1月20日 至 平成21年2月17日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	1,251,900,181円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	98,431,984,134円
分配準備積立金額	D	33,993,459,153円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	133,677,343,468円
当ファンドの期末残存口数	F	538,720,964,301口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,481円
1万口当たり分配金額	H	47円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,531,988,532円
外国税控除額	J	164,210円
控除後の分配金金額	K=I-J	2,531,824,322円

		（ 自 平成21年2月18日 至 平成21年3月17日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	1,719,064,601円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	97,812,523,159円
分配準備積立金額	D	32,423,542,121円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	131,955,129,881円
当ファンドの期末残存口数	F	534,945,946,082口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,466円
1万口当たり分配金額	H	47円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,514,245,946円
外国税控除額	J	1,116,281円
控除後の分配金金額	K=I-J	2,513,129,665円

		（ 自 平成21年3月18日 至 平成21年4月17日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	1,902,423,100円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	97,620,026,627円
分配準備積立金額	D	31,436,665,187円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	130,959,114,914円
当ファンドの期末残存口数	F	533,314,114,470口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,455円
1万口当たり分配金額	H	47円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,506,576,338円
外国税控除額	J	2,456,949円
控除後の分配金金額	K=I-J	2,504,119,389円

		（ 自 平成21年4月18日 至 平成21年5月18日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	1,421,954,306円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	97,724,478,911円
分配準備積立金額	D	30,705,594,518円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	129,852,027,735円
当ファンドの期末残存口数	F	533,173,249,757口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,435円
1万口当たり分配金額	H	47円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,505,914,273円

外国税控除額	J	757,020円
控除後の分配金金額	K=I-J	2,505,157,253円

		（自平成21年5月19日 至 平成21年6月17日）
費用控除後の配当等収益額	A	1,829,716,209円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	97,552,172,270円
分配準備積立金額	D	29,401,597,906円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	128,783,486,385円
当ファンドの期末残存口数	F	531,485,940,345口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,423円
1万口当たり分配金額	H	47円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,497,983,919円
外国税控除額	J	1,895,790円
控除後の分配金金額	K=I-J	2,496,088,129円

		（自平成21年6月18日 至 平成21年7月17日）
費用控除後の配当等収益額	A	1,409,312,475円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	97,619,255,682円
分配準備積立金額	D	28,564,427,531円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	127,592,995,688円
当ファンドの期末残存口数	F	531,000,272,618口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,402円
1万口当たり分配金額	H	47円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,495,701,281円

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前期 〔平成21年1月19日現在〕		当期 〔平成21年7月17日現在〕	
	貸借対照表計上額(円)	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	488,456,190,291	656,207,306	495,524,429,155	4,987,118,259
合計	488,456,190,291	656,207,306	495,524,429,155	4,987,118,259

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

1 取引の状況に関する事項

区 分	前期 (自 平成20年 7月18日 至 平成21年 1月19日)	当期 (自 平成21年 1月20日 至 平成21年 7月17日)
1 取引の内容、取引の利用目的及び取引に対する取組方針	当ファンドは、外貨の決済のために、その受渡までの期間がごく短い為替予約取引を利用しております。	同 左
2 取引に係るリスクの内容	外貨の決済のために行う為替予約取引は、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同 左
3 取引に係るリスクの管理体制	運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他ファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。 また、運用部門から独立した管理部門によってリスク運営状況等をモニタリングする体制をとっており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同 左
4 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同 左

2 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区 分	種 類	前期 [平成21年1月19日現在]			
		契 約 額 等 (円)		時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	992,562,600	—	1,003,840,300	△11,277,700
	カナダドル	14,647,200	—	14,648,000	△800
	オーストラリアドル	12,342,800	—	12,344,000	△1,200
	イギリスポンド	353,507,600	—	362,175,200	△8,667,600
	スウェーデンクローネ	1,065,200	—	1,124,000	△58,800
	デンマーククローネ	15,790,000	—	16,270,000	△480,000
	ポーランドズロチ	25,555,500	—	25,425,000	130,500
	ユーロ	1,566,242,670	—	1,601,703,900	△35,461,230
合 計		2,981,713,570	—	3,037,530,400	△55,816,830

区 分	種 類	当期 [平成21年7月17日現在]			
		契 約 額 等 (円)		時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	827,145,774	—	827,139,600	6,174
	カナダドル	62,873,250	—	62,880,000	△6,750
	オーストラリアドル	18,797,000	—	18,797,500	△500
	イギリスポンド	222,766,400	—	222,749,000	17,400
	ユーロ	1,379,134,932	—	1,379,295,400	△160,468
	買建 アメリカドル	6,602,120	—	6,564,600	△37,520
合 計		2,517,319,476	—	2,517,426,100	△181,664

(注) 時価の算定方法

1 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

② 特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通 貨		券面総額	評 価 額	備 考
種 類	銘 柄			
アメリカドル				
国債証券	2.75 T-NOTE 100731	5,000,000.00	5,115,234.40	
	3.125 T-NOTE 130430	13,000,000.00	13,554,531.25	
	3.125 T-NOTE 130930	15,000,000.00	15,598,828.20	
	3.375 T-NOTE 121130	8,000,000.00	8,440,625.04	
	3.5 T-BOND 390215	15,000,000.00	12,677,343.75	
	3.5 T-NOTE 130531	15,000,000.00	15,856,640.70	
	3.5 T-NOTE 180215	14,000,000.00	14,050,312.50	
	3.625 T-NOTE 121231	15,000,000.00	15,926,953.20	
	3.625 T-NOTE 130515	34,000,000.00	36,095,781.42	
	3.75 T-NOTE 181115	10,700,000.00	10,872,203.12	
	3.875 T-NOTE 100715	12,000,000.00	12,407,812.56	
	3.875 T-NOTE 130215	20,000,000.00	21,428,125.00	
	3.875 T-NOTE 180515	6,000,000.00	6,175,312.50	
	4 T-NOTE 121115	27,000,000.00	29,012,343.75	
	4 T-NOTE 140215	31,000,000.00	33,339,531.25	
	4 T-NOTE 150215	16,000,000.00	17,090,000.00	
	4 T-NOTE 180815	10,000,000.00	10,367,187.50	
	4.125 T-NOTE 100815	3,500,000.00	3,637,128.91	
	4.125 T-NOTE 120831	9,000,000.00	9,699,609.42	
	4.125 T-NOTE 150515	24,500,000.00	26,257,109.37	
	4.25 T-BOND 390515	5,000,000.00	4,838,281.25	
	4.25 T-NOTE 101015	6,200,000.00	6,480,937.50	
	4.25 T-NOTE 110115	7,800,000.00	8,204,015.66	
	4.25 T-NOTE 120930	10,000,000.00	10,812,500.00	
	4.25 T-NOTE 130815	35,000,000.00	37,975,000.00	
	4.25 T-NOTE 131115	29,000,000.00	31,455,937.50	
	4.25 T-NOTE 140815	15,500,000.00	16,810,234.37	
	4.25 T-NOTE 141115	11,000,000.00	11,902,343.75	
	4.25 T-NOTE 150815	17,500,000.00	18,834,375.00	
	4.25 T-NOTE 171115	6,500,000.00	6,887,968.75	
	4.375 T-BOND 380215	3,000,000.00	2,965,312.50	
	4.375 T-NOTE 101215	29,400,000.00	30,927,422.02	
	4.375 T-NOTE 120815	43,000,000.00	46,621,406.25	
	4.5 T-BOND 360215	8,300,000.00	8,373,921.87	
	4.5 T-BOND 380515	13,000,000.00	13,152,343.75	
	4.5 T-NOTE 101115	31,000,000.00	32,579,062.50	
	4.5 T-NOTE 110228	9,700,000.00	10,283,515.62	
	4.5 T-NOTE 110930	13,000,000.00	13,959,765.69	
	4.5 T-NOTE 111130	17,000,000.00	18,308,203.21	
	4.5 T-NOTE 120331	5,000,000.00	5,421,484.40	
	4.5 T-NOTE 120430	12,000,000.00	13,015,312.56	
	4.5 T-NOTE 151115	17,500,000.00	19,094,140.62	
	4.5 T-NOTE 160215	22,300,000.00	24,300,031.25	
	4.5 T-NOTE 170515	16,000,000.00	17,285,000.00	
	4.625 T-NOTE 110831	13,000,000.00	13,965,859.44	
	4.625 T-NOTE 111031	19,000,000.00	20,472,500.00	
	4.625 T-NOTE 111231	10,000,000.00	10,822,656.30	
	4.625 T-NOTE 120229	8,000,000.00	8,691,250.00	
	4.625 T-NOTE 120731	9,000,000.00	9,828,281.25	
	4.625 T-NOTE 161115	15,000,000.00	16,401,562.50	
	4.625 T-NOTE 170215	13,000,000.00	14,167,968.75	
	4.75 T-BOND 370215	9,000,000.00	9,451,406.25	
	4.75 T-NOTE 110331	11,000,000.00	11,727,031.25	
	4.75 T-NOTE 120131	47,000,000.00	51,105,156.25	
	4.75 T-NOTE 120531	28,500,000.00	31,154,062.50	
	4.75 T-NOTE 140515	24,500,000.00	27,152,890.62	
	4.875 T-NOTE 110430	12,000,000.00	12,850,312.56	
	4.875 T-NOTE 110531	12,000,000.00	12,876,562.56	
	4.875 T-NOTE 110731	24,500,000.00	26,396,836.06	
	4.875 T-NOTE 120215	48,000,000.00	52,410,000.00	

	4.875 T-NOTE 120630	13,000,000.00	14,269,531.25	
	4.875 T-NOTE 160815	30,500,000.00	33,859,765.62	
	5 T-BOND 370515	14,000,000.00	15,262,187.50	
	5 T-NOTE 110215	55,600,000.00	59,309,562.50	
	5 T-NOTE 110815	50,000,000.00	54,093,750.00	
	5.125 T-NOTE 110630	16,000,000.00	17,271,250.08	
	5.125 T-NOTE 160515	20,600,000.00	23,207,187.50	
	5.25 T-BOND 281115	6,000,000.00	6,640,312.50	
	5.375 T-BOND 310215	8,500,000.00	9,565,156.25	
	5.75 T-NOTE 100815	22,000,000.00	23,237,500.00	
	6 T-BOND 260215	16,500,000.00	19,665,937.50	
	6.125 T-BOND 271115	17,000,000.00	20,655,000.00	
	6.125 T-BOND 290815	300,000.00	367,453.12	
	6.25 T-BOND 230815	500,000.00	603,046.87	
	6.25 T-BOND 300515	17,000,000.00	21,188,906.25	
	6.375 T-BOND 270815	3,000,000.00	3,737,343.75	
	6.5 T-BOND 261115	4,000,000.00	5,024,375.00	
	6.625 T-BOND 270215	7,000,000.00	8,908,593.75	
	6.875 T-BOND 250815	5,000,000.00	6,482,031.25	
	7.125 T-BOND 230215	23,000,000.00	29,770,625.00	
	7.25 T-BOND 160515	32,500,000.00	40,767,187.50	
	7.25 T-BOND 220815	4,000,000.00	5,218,750.00	
	7.5 T-BOND 161115	9,500,000.00	12,108,046.87	
	7.5 T-BOND 241115	3,000,000.00	4,080,937.50	
	7.625 T-BOND 221115	500,000.00	673,671.87	
	7.875 T-BOND 210215	100,000.00	135,218.75	
	8 T-BOND 211115	24,500,000.00	33,637,734.37	
	8.125 T-BOND 190815	8,800,000.00	12,010,625.00	
	8.125 T-BOND 210515	6,000,000.00	8,268,750.00	
	8.125 T-BOND 210815	3,200,000.00	4,420,500.00	
	8.5 T-BOND 200215	5,200,000.00	7,280,812.50	
	8.75 T-BOND 170515	13,200,000.00	18,018,000.00	
	8.75 T-BOND 200815	9,300,000.00	13,277,203.12	
	8.875 T-BOND 170815	14,800,000.00	20,411,281.32	
	8.875 T-BOND 190215	39,300,000.00	55,848,984.37	
	国債証券 小 計	1,494,300,000.00	1,666,842,685.01 (156,333,175,427)	
アメリカドル 小 計		1,494,300,000.00	1,666,842,685.01 (156,333,175,427)	
カナダドル				
国債証券	3.75 CAN GOVT 110901	300,000.00	314,682.00	
	3.75 CAN GOVT 120601	2,000,000.00	2,105,520.00	
	4 CAN GOVT 100901	7,400,000.00	7,683,716.00	
	4 CAN GOVT 160601	8,000,000.00	8,516,800.00	
	4 CAN GOVT 170601	7,500,000.00	7,945,800.00	
	4.25 CAN GOVT 180601	6,800,000.00	7,296,060.00	
	4.5 CAN GOVT 150601	7,300,000.00	7,978,097.00	
	5 CAN GOVT 140601	10,300,000.00	11,460,501.00	
	5 CAN GOVT 370601	9,600,000.00	11,280,000.00	
	5.25 CAN GOVT 120601	9,000,000.00	9,850,410.00	
	5.25 CAN GOVT 130601	9,300,000.00	10,310,910.00	
	5.75 CAN GOVT 290601	7,000,000.00	8,593,970.00	
	5.75 CAN GOVT 330601	9,800,000.00	12,304,390.00	
	6 CAN GOVT 110601	23,900,000.00	26,014,433.00	
	8 CAN GOVT 230601	1,000,000.00	1,440,320.00	
	8 CAN GOVT 270601	4,200,000.00	6,282,444.00	
	9 CAN GOVT 250601	6,400,000.00	10,104,576.00	
	国債証券 小 計	129,800,000.00	149,482,629.00 (12,534,118,441)	
カナダドル 小 計		129,800,000.00	149,482,629.00 (12,534,118,441)	
オーストラリアドル				
国債証券	5.25 AUST GOVT 100815	10,000,000.00	10,200,060.00	
	5.25 AUST GOVT 190315	4,200,000.00	4,129,456.80	
	5.75 AUST GOVT 110615	1,500,000.00	1,549,132.50	
	5.75 AUST GOVT 120415	300,000.00	309,768.00	
	5.75 AUST GOVT 210515	4,000,000.00	4,056,216.00	
	6 AUST GOVT 170215	2,900,000.00	3,010,574.10	
	6.25 AUST GOVT 150415	13,000,000.00	13,616,889.00	
	6.5 AUST GOVT 130515	3,100,000.00	3,276,628.70	
	国債証券 小 計	39,000,000.00	40,148,725.10 (3,019,987,102)	

オーストラリアドル 小 計		39,000,000.00	40,148,725.10 (3,019,987,102)	
イギリスポンド				
国債証券	3.25 GILT 111207	1,000,000.00	1,035,000.00	
	4 GILT 160907	7,500,000.00	7,807,500.00	
	4.25 GILT 110307	8,200,000.00	8,601,800.00	
	4.25 GILT 271207	9,500,000.00	9,364,815.00	
	4.25 GILT 320607	9,500,000.00	9,254,710.00	
	4.25 GILT 360307	11,500,000.00	11,151,665.00	
	4.25 GILT 461207	18,000,000.00	17,339,760.00	
	4.25 GILT 491207	3,000,000.00	2,884,500.00	
	4.25 GILT 551207	7,900,000.00	7,635,350.00	
	4.5 GILT 130307	10,000,000.00	10,610,000.00	
	4.5 GILT 190307	3,800,000.00	4,021,350.00	
	4.5 GILT 421207	12,000,000.00	12,036,000.00	
	4.75 GILT 150907	5,200,000.00	5,686,200.00	
	4.75 GILT 301207	7,400,000.00	7,697,406.00	
	4.75 GILT 381207	16,000,000.00	16,896,000.00	
	5 GILT 120307	15,000,000.00	16,087,500.00	
	5 GILT 140907	4,700,000.00	5,172,350.00	
	5 GILT 180307	14,000,000.00	15,589,000.00	
	5 GILT 250307	3,400,000.00	3,682,200.00	
	5.25 GILT 120607	9,000,000.00	9,744,390.00	
	6 GILT 281207	11,000,000.00	13,393,160.00	
	6.25 GILT 101125	3,000,000.00	3,219,000.00	
	8 GILT 130927	7,600,000.00	9,164,080.00	
	8 GILT 151207	8,300,000.00	10,606,570.00	
	8 GILT 210607	10,300,000.00	14,311,850.00	
	8.75 GILT 170825	12,100,000.00	16,594,908.00	
	9 GILT 110712	11,500,000.00	13,210,050.00	
	国債証券 小 計	240,400,000.00	262,797,114.00 (40,376,148,594)	
イギリスポンド 小 計		240,400,000.00	262,797,114.00 (40,376,148,594)	
スイスフラン				
国債証券	2.5 SWISS GOVT 160312	4,400,000.00	4,562,800.00	
	2.75 SWISS GOVT 120610	5,400,000.00	5,706,180.00	
	3 SWISS GOVT 180108	1,500,000.00	1,601,100.00	
	3 SWISS GOVT 190512	800,000.00	854,000.00	
	3.5 SWISS GOVT 100807	5,000,000.00	5,160,500.00	
	4 SWISS GOVT 110610	5,100,000.00	5,445,780.00	
	4 SWISS GOVT 130211	1,700,000.00	1,875,100.00	
	4 SWISS GOVT 230211	4,300,000.00	4,948,870.00	
	4 SWISS GOVT 280408	3,300,000.00	3,804,900.00	
	4.25 SWISS GOVT 140106	4,000,000.00	4,500,000.00	
	4.25 SWISS GOVT 170605	2,500,000.00	2,888,750.00	
	国債証券 小 計	38,000,000.00	41,347,980.00 (3,605,957,335)	
スイスフラン 小 計		38,000,000.00	41,347,980.00 (3,605,957,335)	
シンガポールドル				
国債証券	2.25 SINGAPORGOVT 130701	2,500,000.00	2,626,322.50	
	3.25 SINGAPORGOVT 200901	7,200,000.00	7,531,243.20	
	3.5 SINGAPORGOVT 120701	6,000,000.00	6,507,852.00	
	3.5 SINGAPORGOVT 270301	3,700,000.00	3,796,618.10	
	3.625SINGAPORGOVT 110701	3,800,000.00	4,030,876.60	
	3.625SINGAPORGOVT 140701	6,500,000.00	7,241,461.50	
	3.75 SINGAPORGOVT 160901	5,800,000.00	6,440,917.40	
	4 SINGAPORGOVT 180901	2,000,000.00	2,268,334.00	
	4.625SINGAPORGOVT100701	8,000,000.00	8,328,384.00	
	国債証券 小 計	45,500,000.00	48,772,009.30 (3,150,184,080)	
シンガポールドル 小 計		45,500,000.00	48,772,009.30 (3,150,184,080)	
マレーシアリンギット				
国債証券	3.756MALAYSIAGOV 110428	9,000,000.00	9,211,239.00	
	4.24 MALAYSIAGOV 180207	7,000,000.00	7,040,565.00	
	5.094MALAYSIAGOV 140430	3,000,000.00	3,186,342.00	
	国債証券 小 計	19,000,000.00	19,438,146.00 (511,417,621)	
マレーシアリンギット 小 計		19,000,000.00	19,438,146.00 (511,417,621)	

スウェーデンクローネ				
国債証券	3 SWD GOVT 160712	8,000,000.00	7,965,200.00	
	3.5 SWD GOVT 390330	25,000,000.00	22,605,750.00	
	3.75 SWD GOVT 170812	18,000,000.00	18,680,040.00	
	4.25 SWD GOVT 190312	2,500,000.00	2,678,175.00	
	4.5 SWD GOVT 150812	12,000,000.00	13,069,800.00	
	5 SWD GOVT 201201	54,500,000.00	61,664,570.00	
	5.25 SWD GOVT 110315	28,000,000.00	30,013,480.00	
	5.5 SWD GOVT 121008	34,000,000.00	37,767,200.00	
	6.75 SWD GOVT 140505	70,000,000.00	83,181,700.00	
国債証券 小 計		252,000,000.00	277,625,915.00 (3,328,734,720)	
スウェーデンクローネ 小 計		252,000,000.00	277,625,915.00 (3,328,734,720)	
ノルウェークローネ				
国債証券	4.25 NORWE GOVT 170519	14,000,000.00	14,434,000.00	
	5 NORWE GOVT 150515	19,000,000.00	20,499,100.00	
	6 NORWE GOVT 110516	24,000,000.00	25,759,200.00	
	6.5 NORWE GOVT 130515	31,500,000.00	35,541,450.00	
	国債証券 小 計	88,500,000.00	96,233,750.00 (1,414,636,125)	
ノルウェークローネ 小 計		88,500,000.00	96,233,750.00 (1,414,636,125)	
デンマーククローネ				
国債証券	4 DMK GOVT 101115	1,700,000.00	1,751,850.00	
	4 DMK GOVT 151115	13,300,000.00	13,798,750.00	
	4 DMK GOVT 171115	12,500,000.00	12,846,250.00	
	4.5 DMK GOVT 391115	43,000,000.00	45,580,000.00	
	5 DMK GOVT 131115	51,500,000.00	56,135,000.00	
	6 DMK GOVT 111115	65,000,000.00	71,168,500.00	
	7 DMK GOVT 241110	29,200,000.00	38,558,600.00	
	国債証券 小 計	216,200,000.00	239,838,950.00 (4,264,336,531)	
デンマーククローネ 小 計		216,200,000.00	239,838,950.00 (4,264,336,531)	
ポーランドズロチ				
国債証券	4.25 POLAND 110524	9,500,000.00	9,397,400.00	
	4.75 POLAND 120425	21,600,000.00	21,386,160.00	
	5 POLAND 131024	18,700,000.00	18,440,070.00	
	5.25 POLAND 130425	11,600,000.00	11,560,560.00	
	5.25 POLAND 171025	15,500,000.00	14,864,500.00	
	5.5 POLAND 191025	3,000,000.00	2,851,500.00	
	5.75 POLAND 140425	2,500,000.00	2,530,000.00	
	5.75 POLAND 220923	13,600,000.00	12,994,800.00	
	6 POLAND 101124	24,000,000.00	24,360,000.00	
	6.25 POLAND 151024	20,400,000.00	21,016,080.00	
国債証券 小 計		140,400,000.00	139,401,070.00 (4,268,460,763)	
ポーランドズロチ 小 計		140,400,000.00	139,401,070.00 (4,268,460,763)	
ユーロ				
国債証券	3 BTAN 110112	8,000,000.00	8,231,200.00	
	3 O.A.T 151025	11,000,000.00	10,969,200.00	
	3.15 SPAIN GOVT 160131	6,000,000.00	5,922,600.00	
	3.2 PORTUGUESE 110415	6,500,000.00	6,674,850.00	
	3.25 BEL GOVT 160928	8,000,000.00	7,890,400.00	
	3.25 BUND 150704	8,000,000.00	8,225,280.00	
	3.25 NETH GOVT 150715	3,000,000.00	3,036,000.00	
	3.25 O.A.T 160425	23,000,000.00	23,149,500.00	
	3.35 PORTUGUESE 151015	1,500,000.00	1,479,000.00	
	3.5 AUSTRIA GOVT 150715	2,000,000.00	2,009,600.00	
	3.5 AUSTRIA GOVT 210915	3,000,000.00	2,766,600.00	
	3.5 BTAN 110712	10,000,000.00	10,416,000.00	
	3.5 BUND 160104	16,000,000.00	16,608,480.00	
	3.5 ITALY GOVT 110315	8,500,000.00	8,795,035.00	
	3.5 O.A.T 150425	11,000,000.00	11,314,600.00	
	3.5 OBL 110408	13,000,000.00	13,519,870.00	
	3.5 OBL 111014	3,000,000.00	3,139,290.00	
	3.6 HELLENIC GOVT 160720	10,000,000.00	9,752,000.00	
	3.7 HELLENIC GOVT 150720	5,800,000.00	5,772,160.00	
	3.75 BEL GOVT 150928	6,000,000.00	6,157,800.00	

3.75 BTAN 130112	7,000,000.00	7,375,900.00	
3.75 BUND 130704	13,000,000.00	13,753,870.00	
3.75 BUND 150104	16,000,000.00	16,924,320.00	
3.75 BUND 170104	17,000,000.00	17,764,320.00	
3.75 BUND 190104	11,500,000.00	11,939,645.00	
3.75 ITALY GOVT 110915	1,000,000.00	1,041,500.00	
3.75 ITALY GOVT 150801	8,000,000.00	8,162,400.00	
3.75 ITALY GOVT 160801	45,900,000.00	46,404,900.00	
3.75 ITALY GOVT 210801	8,500,000.00	7,844,650.00	
3.75 NETH GOVT 140715	10,000,000.00	10,435,000.00	
3.75 NETH GOVT 230115	8,000,000.00	7,750,400.00	
3.75 O.A.T 170425	14,000,000.00	14,364,000.00	
3.8 AUSTRIA GOVT 131020	8,000,000.00	8,329,600.00	
3.8 SPAIN GOVT 170131	9,800,000.00	9,853,900.00	
3.85 PORTUGUESE 210415	7,000,000.00	6,650,000.00	
3.875 FINNISH GOVT170915	6,000,000.00	6,159,000.00	
3.9 AUSTRIA GOVT 200715	4,500,000.00	4,389,750.00	
3.9 HELLENIC GOVT 110820	4,200,000.00	4,362,120.00	
3.9 SPAIN GOVT 121031	4,000,000.00	4,196,000.00	
4 AUSTRIA GOVT 160915	7,000,000.00	7,152,600.00	
4 BEL GOVT 130328	7,000,000.00	7,392,000.00	
4 BEL GOVT 170328	8,000,000.00	8,190,400.00	
4 BEL GOVT 180328	1,500,000.00	1,522,650.00	
4 BEL GOVT 220328	6,000,000.00	5,916,000.00	
4 BUND 160704	14,000,000.00	14,901,740.00	
4 BUND 180104	22,000,000.00	23,299,320.00	
4 BUND 370104	14,500,000.00	14,209,420.00	
4 ITALY GOVT 120415	8,000,000.00	8,395,200.00	
4 ITALY GOVT 170201	9,500,000.00	9,684,300.00	
4 ITALY GOVT 370201	16,500,000.00	13,708,200.00	
4 NETH GOVT 160715	13,000,000.00	13,566,800.00	
4 NETH GOVT 180715	2,500,000.00	2,562,500.00	
4 NETH GOVT 190715	1,000,000.00	1,017,200.00	
4 NETH GOVT 370115	6,000,000.00	5,817,600.00	
4 O.A.T 130425	17,000,000.00	18,028,500.00	
4 O.A.T 131025	10,000,000.00	10,609,000.00	
4 O.A.T 140425	13,000,000.00	13,781,300.00	
4 O.A.T 141025	12,000,000.00	12,700,800.00	
4 O.A.T 180425	2,000,000.00	2,064,000.00	
4 O.A.T 381025	6,000,000.00	5,745,000.00	
4 O.A.T 550425	11,100,000.00	10,543,890.00	
4 OBL 120413	4,000,000.00	4,253,760.00	
4.1 PORTUGUESE 370415	2,000,000.00	1,785,400.00	
4.15 AUSTRIA GOVT 370315	3,000,000.00	2,790,300.00	
4.2 PORTUGUESE 161015	3,000,000.00	3,064,500.00	
4.2 SPAIN GOVT 130730	16,000,000.00	16,987,200.00	
4.2 SPAIN GOVT 370131	13,500,000.00	12,448,350.00	
4.25 BEL GOVT 130928	12,000,000.00	12,792,000.00	
4.25 BEL GOVT 140928	3,000,000.00	3,183,900.00	
4.25 BUND 140104	15,500,000.00	16,729,770.00	
4.25 BUND 140704	15,200,000.00	16,451,872.00	
4.25 BUND 170704	16,500,000.00	17,781,225.00	
4.25 BUND 390704	10,500,000.00	10,811,850.00	
4.25 FINNISH GOVT 150704	5,900,000.00	6,300,610.00	
4.25 ITALY GOVT 121015	7,500,000.00	7,911,750.00	
4.25 ITALY GOVT 130415	2,000,000.00	2,105,200.00	
4.25 ITALY GOVT 130801	21,500,000.00	22,661,000.00	
4.25 ITALY GOVT 140801	13,000,000.00	13,660,400.00	
4.25 ITALY GOVT 150201	21,000,000.00	21,993,300.00	
4.25 ITALY GOVT 190201	12,500,000.00	12,576,250.00	
4.25 NETH GOVT 130715	7,000,000.00	7,490,000.00	
4.25 O.A.T 171025	6,000,000.00	6,326,400.00	
4.25 O.A.T 181025	22,500,000.00	23,575,500.00	
4.25 O.A.T 190425	3,000,000.00	3,127,200.00	
4.25 OBL 121012	10,500,000.00	11,274,165.00	
4.3 AUSTRIA GOVT 140715	3,000,000.00	3,165,300.00	
4.3 HELLENIC GOVT 170720	7,000,000.00	6,951,000.00	
4.35 AUSTRIA GOVT 190315	3,500,000.00	3,572,800.00	
4.35 PORTUGUESE 171016	7,800,000.00	7,940,400.00	
4.375 PORTUGUESE 140616	6,000,000.00	6,338,400.00	
4.4 SPAIN GOVT 150131	13,000,000.00	13,848,900.00	
4.5 BTAN 120712	6,000,000.00	6,445,200.00	

4.5 BTAN 130712	6,000,000.00	6,475,800.00	
4.5 BUND 130104	31,500,000.00	34,083,000.00	
4.5 HELLENIC GOVT 140520	6,000,000.00	6,255,000.00	
4.5 HELLENIC GOVT 370920	7,500,000.00	6,309,750.00	
4.5 ITALY GOVT 100801	8,000,000.00	8,293,920.00	
4.5 ITALY GOVT 180201	1,000,000.00	1,035,100.00	
4.5 ITALY GOVT 200201	12,500,000.00	12,606,250.00	
4.5 NETH GOVT 170715	6,000,000.00	6,400,200.00	
4.5 O.A.T 410425	2,400,000.00	2,492,400.00	
4.6 HELLENIC GOVT 130520	4,000,000.00	4,205,600.00	
4.6 HELLENIC GOVT 400920	2,000,000.00	1,677,400.00	
4.6 SPAIN GOVT 190730	10,000,000.00	10,452,000.00	
4.65 AUSTRIA GOVT 180115	10,000,000.00	10,546,000.00	
4.75 BUND 340704	11,500,000.00	12,450,130.00	
4.75 BUND 400704	2,500,000.00	2,784,425.00	
4.75 ITALY GOVT 130201	26,500,000.00	28,370,900.00	
4.75 O.A.T 121025	15,000,000.00	16,260,000.00	
4.75 O.A.T 350425	13,000,000.00	13,926,900.00	
4.75 SPAIN GOVT 140730	9,000,000.00	9,771,300.00	
5 AUSTRIA GOVT 120715	8,000,000.00	8,657,600.00	
5 BEL GOVT 110928	7,000,000.00	7,519,400.00	
5 BEL GOVT 120928	10,000,000.00	10,892,000.00	
5 BEL GOVT 350328	9,500,000.00	10,188,750.00	
5 BUND 110704	29,000,000.00	31,067,410.00	
5 BUND 120104	27,100,000.00	29,334,124.00	
5 BUND 120704	20,000,000.00	21,822,400.00	
5 ITALY GOVT 120201	16,000,000.00	17,163,200.00	
5 ITALY GOVT 340801	18,000,000.00	17,613,000.00	
5 NETH GOVT 110715	14,000,000.00	15,001,000.00	
5 NETH GOVT 120715	14,000,000.00	15,260,000.00	
5 O.A.T 111025	19,000,000.00	20,457,300.00	
5 O.A.T 120425	13,000,000.00	14,112,800.00	
5 O.A.T 161025	16,000,000.00	17,779,200.00	
5 PORTUGUESE 120615	3,000,000.00	3,227,100.00	
5 SPAIN GOVT 120730	10,000,000.00	10,842,000.00	
5.25 AUSTRIA GOVT 110104	6,000,000.00	6,354,600.00	
5.25 BUND 100704	24,800,000.00	25,872,352.00	
5.25 BUND 110104	26,500,000.00	28,141,410.00	
5.25 HELLENIC GOVT120518	12,200,000.00	13,062,540.00	
5.25 ITALY GOVT 110801	44,000,000.00	47,119,600.00	
5.25 ITALY GOVT 170801	18,500,000.00	20,248,250.00	
5.25 ITALY GOVT 291101	3,500,000.00	3,552,150.00	
5.35 HELLENIC GOVT110518	8,000,000.00	8,504,800.00	
5.35 SPAIN GOVT 111031	14,100,000.00	15,254,790.00	
5.375 FINNISH GOVT130704	5,000,000.00	5,565,000.00	
5.4 SPAIN GOVT 110730	18,000,000.00	19,384,200.00	
5.45 PORTUGUESE 130923	7,000,000.00	7,709,100.00	
5.5 BEL GOVT 170928	7,000,000.00	7,871,500.00	
5.5 BEL GOVT 280328	8,000,000.00	9,060,000.00	
5.5 BUND 310104	9,100,000.00	10,712,702.00	
5.5 HELLENIC GOVT 140820	3,500,000.00	3,789,100.00	
5.5 ITALY GOVT 101101	15,000,000.00	15,851,850.00	
5.5 NETH GOVT 100715	7,000,000.00	7,322,700.00	
5.5 NETH GOVT 280115	8,500,000.00	9,817,500.00	
5.5 O.A.T 101025	14,000,000.00	14,807,800.00	
5.5 O.A.T 290425	8,800,000.00	10,200,080.00	
5.5 SPAIN GOVT 170730	15,000,000.00	16,860,000.00	
5.625 BUND 280104	11,500,000.00	13,586,100.00	
5.75 BEL GOVT 100928	18,100,000.00	19,124,460.00	
5.75 FINNISH GOVT 110223	6,000,000.00	6,435,600.00	
5.75 ITALY GOVT 330201	15,700,000.00	16,703,230.00	
5.75 O.A.T 321025	11,100,000.00	13,435,440.00	
5.75 SPAIN GOVT 320730	9,000,000.00	10,291,500.00	
5.9 HELLENIC GOVT 221022	10,500,000.00	11,244,450.00	
6 ITALY GOVT 310501	18,800,000.00	20,570,960.00	
6 O.A.T 251025	10,000,000.00	12,142,000.00	
6 SPAIN GOVT 290131	8,500,000.00	9,891,450.00	
6.15 SPAIN GOVT 130131	10,000,000.00	11,280,000.00	
6.25 AUSTRIA GOVT 270715	8,000,000.00	9,564,800.00	
6.25 BUND 240104	12,400,000.00	15,557,288.00	
6.25 BUND 300104	6,000,000.00	7,628,220.00	
6.5 BUND 270704	9,000,000.00	11,641,500.00	

6.5 HELLENIC GOVT 191022	8,000,000.00	9,041,600.00	
6.5 ITALY GOVT 271101	12,500,000.00	14,447,500.00	
6.5 O.A.T 110425	29,000,000.00	31,665,100.00	
7.25 ITALY GOVT 261101	14,200,000.00	17,680,420.00	
8 BEL GOVT 150328	8,500,000.00	10,612,250.00	
8.5 O.A.T 121226	6,000,000.00	7,260,600.00	
8.5 O.A.T 191025	4,000,000.00	5,630,800.00	
8.5 O.A.T 230425	26,000,000.00	37,983,400.00	
9 ITALY GOVT 231101	12,700,000.00	18,072,100.00	
国債証券 小 計	1,854,200,000.00	1,984,569,213.00 (262,717,272,416)	
ユーロ 小 計	1,854,200,000.00	1,984,569,213.00 (262,717,272,416)	
合 計	—	495,524,429,155 (495,524,429,155)	

（注１）通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘 柄 数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 95銘柄	100.00%	31.55%
カナダドル	国債証券 17銘柄	100.00%	2.53%
オーストラリアドル	国債証券 8銘柄	100.00%	0.61%
イギリスポンド	国債証券 27銘柄	100.00%	8.15%
スイスフラン	国債証券 11銘柄	100.00%	0.73%
シンガポールドル	国債証券 9銘柄	100.00%	0.64%
マレーシアリングgit	国債証券 3銘柄	100.00%	0.10%
スウェーデンクローネ	国債証券 9銘柄	100.00%	0.67%
ノルウェークローネ	国債証券 4銘柄	100.00%	0.29%
デンマーククローネ	国債証券 7銘柄	100.00%	0.86%
ポーランドズロチ	国債証券 10銘柄	100.00%	0.86%
ユーロ	国債証券 173銘柄	100.00%	53.02%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

平成21年7月31日現在
(単位：円)

I 資産総額	514,528,399,264
II 負債総額	511,176,651
III 純資産総額（I－II）	514,017,222,613
IV 発行済口数	530,901,488,844 口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.9682 (1万口当たり 9,682)

第5【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	26,997,442,596	284,340,830	26,713,101,766
第2計算期間	10,228,745,246	280,495,884	36,661,351,128
第3計算期間	10,223,018,119	158,140,418	46,726,228,829
第4計算期間	11,364,114,790	440,413,630	57,649,929,989
第5計算期間	9,069,249,702	1,007,390,408	65,711,789,283
第6計算期間	11,519,030,861	728,015,840	76,502,804,304
第7計算期間	12,204,896,384	938,616,564	87,769,084,124
第8計算期間	11,470,162,784	2,809,706,140	96,429,540,768
第9計算期間	11,513,510,186	2,731,945,598	105,211,105,356
第10計算期間	8,686,268,947	1,475,905,597	112,421,468,706
第11計算期間	8,113,808,431	2,124,731,514	118,410,545,623
第12計算期間	8,428,842,930	958,693,082	125,880,695,471
第13計算期間	6,371,017,134	946,529,976	131,305,182,629
第14計算期間	8,295,276,270	850,656,540	138,749,802,359
第15計算期間	8,417,119,636	978,204,381	146,188,717,614
第16計算期間	9,229,519,947	783,408,401	154,634,829,160
第17計算期間	8,751,128,010	2,815,257,359	160,570,699,811
第18計算期間	15,111,884,106	1,172,226,419	174,510,357,498
第19計算期間	11,249,140,008	743,422,248	185,016,075,258
第20計算期間	18,578,567,976	1,547,717,518	202,046,925,716
第21計算期間	16,610,161,669	1,124,825,133	217,532,262,252
第22計算期間	13,115,634,257	2,124,906,818	228,522,989,691
第23計算期間	15,519,530,681	2,329,941,957	241,712,578,415
第24計算期間	11,339,592,766	4,724,290,822	248,327,880,359
第25計算期間	14,153,985,547	3,285,514,004	259,196,351,902
第26計算期間	16,532,013,357	3,994,292,704	271,734,072,555
第27計算期間	12,551,864,594	4,412,628,157	279,873,308,992
第28計算期間	23,731,609,881	2,331,617,030	301,273,301,843
第29計算期間	16,586,125,478	3,028,703,614	314,830,723,707
第30計算期間	20,320,117,798	4,199,390,519	330,951,450,986
第31計算期間	17,697,295,631	2,748,716,716	345,900,029,901
第32計算期間	24,611,357,239	3,842,977,212	366,668,409,928
第33計算期間	22,255,732,836	4,852,112,565	384,072,030,199
第34計算期間	18,695,890,934	5,320,935,865	397,446,985,268
第35計算期間	19,818,772,048	4,295,633,548	412,970,123,768
第36計算期間	19,821,265,617	4,372,731,946	428,418,657,439
第37計算期間	21,197,372,823	6,385,132,949	443,230,897,313
第38計算期間	17,522,273,985	9,437,090,522	451,316,080,776
第39計算期間	15,855,109,289	5,627,212,625	461,543,977,440
第40計算期間	22,488,553,070	6,468,354,912	477,564,175,598
第41計算期間	13,969,686,402	5,114,996,276	486,418,865,724
第42計算期間	15,106,008,766	7,984,412,109	493,540,462,381
第43計算期間	11,831,110,688	8,373,349,930	496,998,223,139
第44計算期間	9,116,006,230	6,021,356,829	500,092,872,540
第45計算期間	9,487,775,814	3,788,092,495	505,792,555,859
第46計算期間	13,542,889,168	6,296,157,831	513,039,287,196

第47計算期間	13,880,667,428	11,259,609,202	515,660,345,422
第48計算期間	11,203,246,871	8,122,913,760	518,740,678,533
第49計算期間	11,357,070,062	6,781,960,018	523,315,788,577
第50計算期間	8,769,791,182	6,942,070,617	525,143,509,142
第51計算期間	9,154,411,016	6,203,624,693	528,094,295,465
第52計算期間	9,032,428,214	11,515,922,185	525,610,801,494
第53計算期間	8,138,220,675	8,267,354,104	525,481,668,065
第54計算期間	9,960,179,158	5,206,775,444	530,235,071,779
第55計算期間	5,921,344,184	4,719,146,086	531,437,269,877
第56計算期間	6,509,319,416	5,043,147,074	532,903,442,219
第57計算期間	4,740,210,423	5,976,661,429	531,666,991,213
第58計算期間	6,207,019,631	4,766,816,220	533,107,194,624
第59計算期間	7,682,680,528	4,311,984,132	536,477,891,020
第60計算期間	6,396,871,519	3,589,585,603	539,285,176,936
第61計算期間	6,347,416,300	5,065,298,498	540,567,294,738
第62計算期間	5,335,613,224	5,460,503,270	540,442,404,692
第63計算期間	7,056,181,114	3,012,837,148	544,485,748,658
第64計算期間	6,986,496,780	6,344,329,226	545,127,916,212
第65計算期間	6,692,116,118	3,362,674,839	548,457,357,491
第66計算期間	7,024,006,663	4,747,748,741	550,733,615,413
第67計算期間	6,635,845,784	2,593,394,288	554,776,066,909
第68計算期間	6,071,174,916	2,896,531,312	557,950,710,513
第69計算期間	6,626,203,349	4,460,249,257	560,116,664,605
第70計算期間	6,704,167,459	3,965,387,102	562,855,444,962
第71計算期間	6,400,991,401	4,686,701,230	564,569,735,133
第72計算期間	3,708,263,157	13,626,961,417	554,651,036,873
第73計算期間	2,455,212,812	7,312,846,904	549,793,402,781
第74計算期間	1,824,548,342	5,263,264,145	546,354,686,978
第75計算期間	2,085,311,739	4,550,976,225	543,889,022,492
第76計算期間	1,345,797,441	6,513,855,632	538,720,964,301
第77計算期間	1,144,365,381	4,919,383,600	534,945,946,082
第78計算期間	1,751,432,586	3,383,264,198	533,314,114,470
第79計算期間	2,212,153,596	2,353,018,309	533,173,249,757
第80計算期間	2,416,087,919	4,103,397,331	531,485,940,345
第81計算期間	2,829,722,584	3,315,390,311	531,000,272,618

（注）第1計算期間の設定口数は、当初募集期間の当初設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

平成21年8月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成21年8月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用

業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年8月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	330	5,512,395
追加型公社債投資信託	18	436,082
単位型株式投資信託	10	95,352
単位型公社債投資信託	6	79,257
合 計	364	6,123,085

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第24期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第24期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		第23期 (平成20年3月31日現在)			第24期 (平成21年3月31日現在)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)	構成比(%)		金 額 (千円)	構成比(%)	
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金	※2	13,048,512			8,398,952		
有価証券	※2	7,000,000			11,498,934		
前払費用		176,784			130,052		
未収入金		754,110			133,300		
未収委託者報酬		5,719,241			3,496,056		
未収収益	※2	9,851			77,468		
繰延税金資産		470,611			289,685		
金銭の信託	※2	1,000,000			1,000,000		
その他		2,358			13,229		
流動資産 計			58.4			57.8	
		28,181,470			25,037,680		
固定資産							
有形固定資産							
建物	※1	378,922			368,327		
器具備品	※1	165,354			168,906		
土地		1,205,031			1,205,031		
		1,749,308	3.6		1,742,265	4.0	
無形固定資産							
電話加入権		15,822			15,822		
ソフトウェア		833,346			809,683		
ソフトウェア仮勘定		—			7,316		
その他		200			156		
		849,369	1.8		832,978	1.9	
投資その他の資産							
長期性預金	※2	—			2,000,000		
投資有価証券		15,643,182			11,906,934		
関係会社株式		481,812			431,812		
長期差入保証金	※2	844,628			844,978		
長期前払費用		44,419			4,371		
繰延税金資産		437,600			473,766		
その他		20,485			20,485		
		17,472,127	36.2		15,682,348	36.2	
固定資産 計			41.6			42.2	
		20,070,805			18,257,593		
資産合計			100.0			100.0	
		48,252,276			43,295,274		

		第23期 (平成20年3月31日現在)			第24期 (平成21年3月31日現在)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		構成比(%)	金 額 (千円)		構成比(%)
(負債の部)							
流動負債							
預り金		123,164			1,038,438		
未払金							
未払収益分配金		259,035			272,705		
未払償還金		2,234,769			2,047,207		
未払手数料	※2	2,414,475			1,440,183		
その他未払金		122,624			110,716		
未払費用	※2	1,190,361			781,556		
未払消費税等		150,778			—		
未払法人税等		3,063,071			595,981		
仮受金		9			43		
賞与引当金		473,000			478,200		
流動負債 計			10,031,290	20.8		6,765,032	15.6
固定負債							
長期未払金		40,175			—		
退職給付引当金		13,752			13,304		
役員退職慰労引当金		80,428			54,658		
固定負債 計			134,355	0.3		67,962	0.2
負債合計			10,165,645	21.1		6,832,995	15.8
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			2,000,131	4.1		2,000,131	4.6
資本剰余金							
資本準備金		222,096			222,096		
資本剰余金合計			222,096	0.5		222,096	0.5
利益剰余金							
利益準備金		342,589			342,589		
その他利益剰余金							
別途積立金		6,998,000			6,998,000		
繰越利益剰余金		28,643,217			27,520,492		
利益剰余金合計			35,983,807	74.6		34,861,082	80.5
株主資本合計			38,206,035	79.2		37,083,309	85.7
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			△119,404	△0.2		△621,031	△1.4
純資産合計			38,086,630	78.9		36,462,278	84.2
負債純資産合計			48,252,276	100.0		43,295,274	100.0

(2) 【損益計算書】

		第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		百分比(%)	金 額 (千円)		百分比(%)
営業収益		53,528,583			42,137,383		
委託者報酬		17,390			7,887		
その他営業収益		9,522	53,555,496	100.0	8,381	42,153,652	100.0
投資顧問料							
その他							
営業費用	※2	23,552,779			18,452,482		
支払手数料		1,256,792			911,798		
広告宣伝費		4,837			4,088		
公告費							
調査費		708,443			778,991		
調査費		5,547,898			4,427,117		
委託調査費		248,027			229,877		
事務委託費							
営業雑経費		119,248			114,009		
通信費		675,259			640,249		
印刷費		43,595			42,295		
協会費		6,863			6,356		
諸会費		858,095	33,021,841	61.6	820,190	26,427,456	62.7
事務機器関連費							
一般管理費							
給料		176,700			171,783		
役員報酬		3,069,369			3,243,471		
給料・手当		473,000			478,200		
賞与引当金繰入		383,722			427,372		
福利厚生費		20,733			20,785		
交際費		130,178			126,644		
旅費交通費		129,920			112,608		
租税公課		666,879			658,309		
不動産賃借料		116,927			151,382		
退職給付費用		17,691			17,566		
役員退職慰労引当金繰入		289,851			345,975		
固定資産減価償却費		348,524	5,823,499	10.9	368,982	6,123,082	14.5
諸経費							
営業利益			14,710,155	27.5		9,603,113	22.8

		第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		百分比(%)	金 額 (千円)		百分比(%)
営業外収益							
受取配当金		125,221			185,609		
有価証券利息	※2	44,838			55,030		
受取利息	※2	41,460			21,926		
有価証券償還益		—			—		
収益分配金等時効 完成分		227,953			111,003		
その他		5,113	444,587	0.8	5,225	378,796	0.9
営業外費用							
収益分配金等時効 完成分支払額		46,433			62,259		
事務過誤費		9,859			13,871		
その他		1,969	58,263	0.1	7,266	83,398	0.2
経常利益			15,096,480	28.2		9,898,511	23.5
特別利益							
投資有価証券売却益		1,279,301	1,279,301	2.4	15,399	15,399	0.0
特別損失							
投資有価証券売却損		429,258			228,868		
投資有価証券評価損		—			2,124,730		
固定資産除却損	※1	2,713			2,488		
投資有価証券清算損		21,312			—		
移転関連費用		13,467			—		
造作変更費用		3,330			—		
その他		—	470,081	0.9	5,965	2,362,053	5.6
税引前当期純利益			15,905,700	29.7		7,551,856	17.9
法人税、住民税及び 事業税		6,282,766			3,801,688		
法人税等調整額		181,272	6,464,038	12.1	144,759	3,946,448	9.4
当期純利益			9,441,661	17.6		3,605,408	8.6

(3)【株主資本等変動計算書】

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金		利益 剰余金 合計			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
前事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	23,917,280	31,257,870	33,480,097	1,829,438	35,309,536
事業年度中の 変動額										
剰余金の配当						△ 4,715,724	△ 4,715,724	△ 4,715,724		△ 4,715,724
当期純利益						9,441,661	9,441,661	9,441,661		9,441,661
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)									△ 1,948,843	△ 1,948,843
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	-	4,725,937	4,725,937	4,725,937	△ 1,948,843	2,777,093
当事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	28,643,217	35,983,807	38,206,035	△ 119,404	38,086,630

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（単位：千円）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金		利益 剰余金 合計			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
前事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	28,643,217	35,983,807	38,206,035	△ 119,404	38,086,630
事業年度中の 変動額										
剰余金の配当						△ 4,728,133	△ 4,728,133	△ 4,728,133		△ 4,728,133
当期純利益						3,605,408	3,605,408	3,605,408		3,605,408
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									△ 501,627	△ 501,627
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	-	△ 1,122,725	△ 1,122,725	△ 1,122,725	△ 501,627	△ 1,624,352
当事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	27,520,492	34,861,082	37,083,309	△ 621,031	36,462,278

重要な会計方針

項 目	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式：移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券： 時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないものは移動平均法による原価法によっております。	同 左
2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産	定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物 38年であります。	同 左
(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア	(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これに伴う、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。	—
それ以外の無形固定資産	社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	同 左
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同 左
4. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。	同 左
(2) 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。	同 左
(3) 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	同 左
5. 消費税等の会計処理	税抜方式によっております。	同 左

表示方法の変更

第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(貸借対照表) 前事業年度まで「現金及び預金」に表示しておりました譲渡性預金（当事業年度末7,000,000千円）は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 最終改正平成20年3月25日）及び「金融商品会計に関するQ&A」（会計制度委員会 最終改正平成20年3月25日）が改正されたことに伴い、当事業年度より「有価証券」として表示しております。	—

注記事項

(貸借対照表関係)

項 目	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
※ 1.有形固定資産の減価償却累計額	建物 78,764千円 器具備品 88,022千円	建物 117,264千円 器具備品 130,206千円
※ 2.関係会社に対する主な資産・負債	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 預金 9,365,450千円 有価証券 7,000,000千円 未収収益 5,253千円 金銭の信託 1,000,000千円 長期差入保証金 837,940千円 未払手数料 1,365,738千円 未払費用 259,919千円	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 預金 5,493,354千円 有価証券 11,000,000千円 未収収益 5,233千円 金銭の信託 1,000,000千円 長期性預金 2,000,000千円 長期差入保証金 837,940千円 未払手数料 868,907千円 未払費用 198,857千円

(損益計算書関係)

項 目	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※ 1.固定資産除却損の内訳	器具備品 2,713千円	器具備品 1,961千円 ソフトウェア 527千円
※ 2.関係会社に対する主な取引	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 支払手数料 15,834,106千円 有価証券利息 32,637千円 受取利息 38,093千円	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 支払手数料 12,493,304千円 有価証券利息 44,704千円 受取利息 21,926千円

(株主資本等変動計算書関係)

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2.配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 4,728,133千円
- ② 1株当たり配当額 38,100円
- ③ 基準日 平成20年3月31日
- ④ 効力発生日 平成20年7月 1日

第24期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 4,728,133千円
- ② 1株当たり配当額 38,100円
- ③ 基準日 平成20年3月31日
- ④ 効力発生日 平成20年7月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 1,811,830千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 14,600円
- ④ 基準日 平成21年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成21年6月30日

（有価証券関係）

第23期(平成20年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式等	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	1,783,231	2,083,831	300,599
	小計	1,783,231	2,083,831	300,599
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式等	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	10,833,157	10,193,313	△639,843
	小計	10,833,157	10,193,313	△639,843
合計		12,616,389	12,277,145	△339,243

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
7,602,413	1,279,301	429,258

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
MMF	2,009,213千円
キャッシュファンド	1,005,546千円
譲渡性預金	7,000,000千円
非上場株式	351,277千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	481,812千円

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資信託	—	782,596	—	—
合 計	—	782,596	—	—

第24期(平成21年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式等	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	1,465,168	1,522,867	57,698
	小 計	1,465,168	1,522,867	57,698
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式等	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,557,951	7,573,200	△984,750
	小 計	8,557,951	7,573,200	△984,750
合 計		10,023,119	9,096,067	△927,052

(注) 当事業年度において、有価証券について2,124,730千円（その他有価証券で時価のある証券投資信託2,124,730千円）減損処理を行っております。なお、証券投資信託の減損処理は、期末における時価が簿価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
1,729,081	15,399	228,868

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
MMF	2,014,549千円
キャッシュファンド	1,008,475千円
譲渡性預金	11,000,000千円
非上場株式	286,777千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	431,812千円

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資信託	498,934	2,262,320	482,062	—
合 計	498,934	2,262,320	482,062	—

(デリバティブ取引関係)

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、従業員に対して適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、平成18年6月に適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2.退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
(1) 退職給付債務	△858,846	△771,109
(2) 年金資産	<u>727,035</u>	<u>454,977</u>
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	△131,810	△316,132
(4) 未認識数理計算上の差異	<u>162,154</u>	<u>306,966</u>
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	30,344	△9,164
(6) 前払年金費用	<u>44,096</u>	<u>4,139</u>
(7) 退職給付引当金 (5)-(6)	<u>△13,752</u>	<u>△13,304</u>

3.退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(1) 勤務費用	22,905	29,439
(2) 利息費用	13,963	12,676
(3) 期待運用収益	△14,624	△10,905
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>17,916</u>	<u>38,186</u>
(5) 退職給付費用	<u>40,160</u>	<u>69,396</u>
(6) その他	<u>76,767</u>	<u>81,986</u>
(7) 合計	<u>116,927</u>	<u>151,382</u>

(注) 銀行0Bの退職給付費用は、勤務費用に計上しております。

「(6) その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4.退職給付の計算基礎に関する事項

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
(1) 割引率	1.5%	同 左
(2) 期待運用収益率	1.5%	同 左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同 左
(4) 数理計算上の差異の処理年数	各事業年度の発生時における 従業員の平均支払期間以内の 一定の年数（8年）による定額 法により、翌事業年度より費 用処理しております。	同 左

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	700,082	689,220
投資有価証券評価損	252,334	1,041,250
ゴルフ会員権評価損	40,922	30,885
未払事業税	232,055	49,084
賞与引当金	192,463	194,579
役員退職慰労引当金	32,726	22,240
退職給付引当金	5,595	5,413
退職一時金未払	32,694	14,992
減価償却超過額	5,615	63,725
委託者報酬	89,452	124,519
その他有価証券評価差額金	138,038	377,217
その他	31,340	32,298
繰延税金資産 小計	1,753,321	2,645,429
評価性引当額	<u>△827,166</u>	<u>△1,880,292</u>
繰延税金資産 合計	926,154	765,137
繰延税金負債		
前払年金費用	<u>△17,942</u>	<u>△1,684</u>
繰延税金負債 合計	<u>△17,942</u>	<u>△1,684</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>908,211</u>	<u>763,452</u>

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	(%)
	法定実効税率 40.7
	(調整)
	投資有価証券評価損に係る損金不算入 11.4
	その他 0.2
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 52.3

（関連当事者情報）

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住 所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	直接 30.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,882,050 千円	未払手数料	357,804 千円
							事務所の賃借	事務所敷金追加差入	43,826 千円	長期差入保証金	833,144 千円
							同上	事務所賃借料	643,380 千円	—	—
							投資の助言	投資助言料	365,963 千円	未払費用	198,106 千円
その他の関係会社	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	996,973 百万円	銀行業	直接 15.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	9,952,055 千円	未払手数料	1,007,933 千円
							取引銀行	譲渡性預金の預入	28,000,000 千円	有価証券	7,000,000 千円
								譲渡性預金に係る受取利息	32,637 千円	未収利息	5,253 千円
								株式の売却	1,296,000 千円	—	—
								株式の売却	197,568 千円	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

株式の売却価額について、時価のあるものについては、市場実勢等を勘案して決定しております。

株式の売却価額について、時価のないものについては、第三者機関による企業価値評価をもとに決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住 所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	三菱UFJ証券(株)	東京都千代田区	65,518 百万円	証券業	—	—	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,137,534 千円	未払手数料	643,244 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

第24期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

この結果、従来の開示対象に加えて、親会社に関する注記が開示対象に追加されております。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	直接 30.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,440,945 千円	未払手数料	239,286 千円
						事務所の賃借	事務所賃借料	631,409 千円	長期差入保証金	833,144 千円
						投資の助言	投資助言料	264,141 千円	未払費用	146,190 千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,196,295 百万円	銀行業	直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	8,052,358 千円	未払手数料	629,621 千円
						取引銀行	譲渡性預金の預入	34,000,000 千円	有価証券	11,000,000 千円
							譲渡性預金に係る受取利息	44,704 千円	未収利息	3,900 千円
							マルチコーラブル預金の預入	3,000,000 千円	長期性預金	2,000,000 千円
							マルチコーラブル預金に係る受取利息	4,423 千円	未収利息	35 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ証券㈱	東京都千代田区	65,518百万円	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	2,400,621千円	未払手数料	296,719千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

項目	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	306,907円68銭	293,818円41銭
1株当たり当期純利益	76,082円29銭	29,052円91銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益 (千円)	9,441,661	3,605,408
普通株式に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	9,441,661	3,605,408
期中平均株式数 (株)	124,098	124,098

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
 ②資本金の額：324,279百万円（平成21年3月末現在）
 ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額 (平成21年3月末現在)	③事業の内容
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,196,295 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社青森銀行	15,221 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山形銀行	12,008 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社七十七銀行	24,658 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社八十二銀行	52,243 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社中国銀行	15,149 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社伊予銀行	20,948 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大分銀行	15,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- （1）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- （2）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成21年8月末現在）
 三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の30.0%（37,230株）、株式会社三菱東京UFJ銀行は15.0%（18,615株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

当特定期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成21年5月1日 臨時報告書

平成21年4月17日 有価証券報告書、有価証券届出書

平成21年2月2日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年8月26日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 荒川 進 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ 外国債券オープン（毎月分配型）の平成21年1月20日から平成21年7月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ 外国債券オープン（毎月分配型）の平成21年7月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印
----------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月26日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 荒川 進 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ 外国債券オープン（毎月分配型）の平成20年7月18日から平成21年1月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ 外国債券オープン（毎月分配型）の平成21年1月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。